

令和7年度 福島市社会福祉審議会

第2回 地域福祉専門分科会

日 時：令和7年8月25日（月）

午後2時～

場 所：市民センター3階

「303会議室」

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

（1）福島市地域福祉計画2026（素案）

「第4章 施策の推進」について

（2）その他

4 その他

5 閉 会

福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 名簿

No	団体名（推薦団体）等	役職	氏名	備考
1	福島学院大学	教 授	えんどう としみ 遠藤 寿海	
2	福島市民生児童委員会長連絡会	会 長	あべ まさお 安部 正夫	
3	福島市手をつなぐ親の会		すがの みちこ 菅野 美智子	
4	福島市町内会連合会	幹 事	こんの こういち 紺野 幸一	
5	福島市老人クラブ連合会	会 長	すずき やすお 鈴木 泰雄	
6	福島市地域包括支援センター連絡協議会		たかはし くみこ 高橋 久美子	
7	福島市ボランティア連絡協議会	副会長	たけだ よしこ 武田 淑子	
8	福島商工会議所		たちばな ゆりこ 立花 由里子	
9	福島市学童クラブ連絡協議会	会 長	やまだ かずえ 山田 和江	
10	学生代表（福島学院大学）		さとう まなか 佐藤 愛花	

(敬称略 任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日)

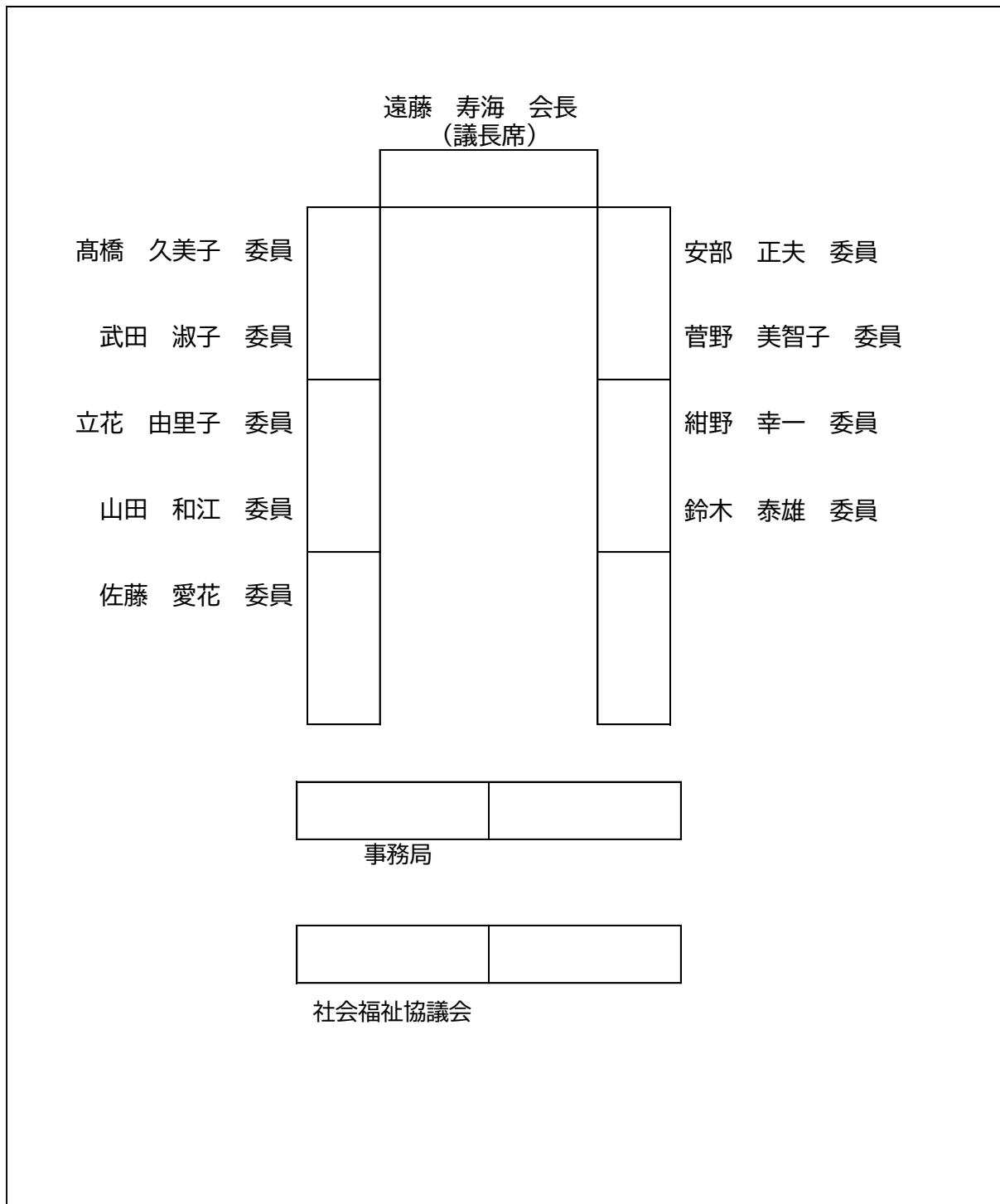
【事務局】

No	部署名	役職	氏名
1	共生社会推進課	課長	清野 博光
2		課長補佐兼地域福祉係長	佐藤 友仁
3		地域福祉係 主査	菊池 孝幸

令和7年度 第2回福島市地域福祉専門分科会 会場配置図

令和7年8月25日（月）

福島市市民センター 3階「303会議室」



3 協議事項

(1) 福島市地域福祉計画2026（素案）「第4章 施策の推進」について

(2) その他

福島市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）

第七条第一項の規定に基づき設置する福島市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第七条第一項に規定する社会福祉に関する事項（同法第十二条第一項に規定する児童福祉に関する事項を含む。）
- (2) 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に関する事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(任期等)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第四条 法第十条の規定により、審議会に委員長を置くものとする。

- 2 委員長を補佐させるため、審議会に副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第三条第三項の規定により臨時委員を置いた場合における前二項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第六条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議等するため、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
 - (2) 障がい者福祉専門分科会
 - (3) 地域福祉専門分科会
 - (4) 高齢者福祉専門分科会
 - (5) 児童福祉専門分科会
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
 - 3 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条第一項の規定に基づき委員長が指名する。
 - 4 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 5 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員に限る。第七項において同じ。）の互選によりこれを定める。
 - 6 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
 - 7 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
 - 8 前条第一項及び第三項から第五項までの規定（民生委員審査専門分科会にあっては、第五項を除く。）は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、同条第一項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第三項及び第四項中「委員」とあるのは「専門分科会に属する委員」と、同条第五項中「委員と」とあるのは「専

門分科会に属する委員と」と読み替えるものとする。

- 9 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とすることができます。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。
- 10 障がいのある人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例（令和二年条例第十一号）第十四条第一項に規定する推進委員会の決議は、これをもって障がい者福祉専門分科会の決議とすることができます。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
(福島市子ども・子育て会議条例の廃止)
- 2 福島市子ども・子育て会議条例（平成二十五年条例第三十一号）は、廃止する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和三十一年条例第二十三号）の一部改正（略）
(福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 4 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十五号）の一部改正（略）
(福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 5 福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十七号）の一部改正（略）

附 則（令和二年三月三一日条例第一一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

福島市地域福祉計画

(素 案)

2026（令和8）年3月

福島市

はじめに

市長写真

令和8年3月
福島市長 木幡 浩

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定方法	2
 第2章 本市の現状と課題	1
1 福島市地域福祉計画2021「中間評価」から見た現状	2
2 各種統計データから見た現状	2
(1) 人口の推移	(5) 育児有業者・介護有業者
(2) 世帯等の状況	(6) 福祉人材の推移
(3) 高齢者世帯の状況	(7) 保健医療人材の推移（医師数）
(4) 町内会加入世帯の割合	
3 アンケート調査から見た現状	2
(1) 人との「つながり」について	(4) 孤立・孤独について
(2) 地域での支え合い・助け合いについて	(5) 防犯・再犯防止について
(3) 情報収集の方法について	(6) その他
4 現状から見える課題（まとめ）	2
5 各福祉分野の個別計画における共通課題	2
6 「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」における主な意見	2
 第3章 計画の基本的な考え方	1
1 基本理念（目指すべき地域社会像）	2
2 基本目標	2
3 地域福祉の推進イメージ	2
4 SDGsの考え方	2
5 心のバリアフリー	2
6 計画の体系	2
7 計画の進捗管理（年次点検）	2
8 生活関連分野との連携体制	2
 第4章 施策の展開	1
基本目標1 “つながり・支え合い”の強化	2
基本方針1－1 「支え合い」の意識の醸成	2
(1) 地域福祉の意識啓発	2
(2) 福祉教育の推進	2

基本方針1－2 新たな担い手（人材）の創出	2
（1）担い手（人材）の確保・育成	2
（2）担い手（人材）の魅力発信	2
（3）担い手（人材）間の連携と活動機会の提供	2
基本方針1－3 地域コミュニティの活性化	
（1）地域における居場所の確保	2
（2）地域における社会参加活動の促進	2
（3）官民連携の推進と先導的技術の活用促進	2
基本目標2 “やさしい情報伝達”とデジタル社会への対応力強化	2
基本方針2－1 情報提供体制の整備	2
（1）一人ひとりに寄り添ったやさしい情報伝達	2
（2）相談体制の充実と連携	2
基本方針2－2 誰もがつながるデジタル化の推進	2
（1）デジタルコンテンツ活用の促進	2
（2）情報リテラシーの向上	2
基本目標3 “みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進	2
基本方針3－1 安全で安心な福祉のまちづくり	2
（1）災害・緊急時の要配慮者支援	2
（2）地域福祉を支える基盤の強化	2
基本方針3－2 隙間・切れ目のない支援	2
（1）世代・属性にとらわれない総合的支援の推進	2
（2）孤独・孤立対策の推進	2
（3）生活状況に応じた困窮者支援の推進	2
（4）自殺、権利擁護、虐待等に関する取り組みの強化	2
基本方針3－3 包括的な支援体制の強化	
（1）地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築	2
（2）重層的支援の推進	2
◆福島市重層的支援体制整備事業実施計画	
基本方針3－4 地域における社会的包摂の推進	2
（1）誰もが安心して自由に生活できる環境の整備	2
（2）身近な「福祉圏域」での連携した取り組みの推進	2
（3）寄附・共同募金等の取り組みの推進	2
（4）再犯防止の推進	2
◆福島市再犯防止推進計画	
資料編	1
1 計画の策定経過	2
2 福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会委員名簿	2
3 各種統計資料	2

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

福島市地域福祉計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の基本理念の一つである地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進を図ることを目的として、同法第 107 条の規定に基づき策定された法定計画であり、本市の福祉部門における最上位の計画です。

この計画では、高齢者や障がい者、こどもなど、各福祉分野に共通する課題を整理し、重点的に取り組んでいきます。また、“ひきこもり”や“ヤングケアラー”“ダブルケア”“孤独・孤立”などの複合的で複雑な課題にも従来の制度・分野を超えて対応するため、①地域住民が主体的に取り組むための環境の整備や、②地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備、③重層的なセーフティネット支援の推進に努め、地域共生社会の一層の推進を目指します。

イメージ図

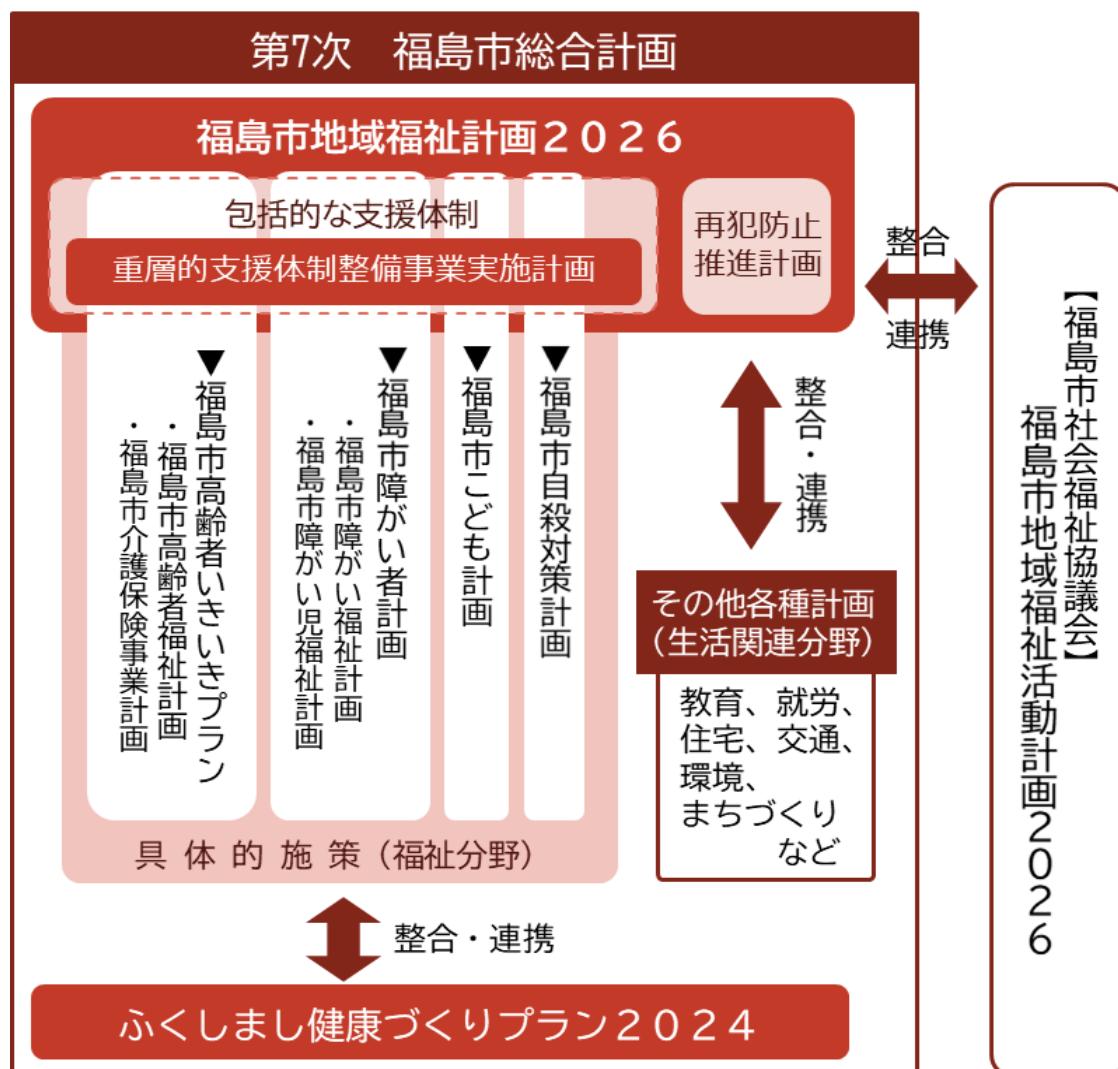
2 計画の位置づけ

この計画は、本市のまちづくりにおいて上位の計画となる福島市総合計画の基本方針を踏まえ、地域における福祉のまちづくりの視点から、高齢者や障がい者、子どもなどの福祉に関する個別計画に共通する課題を整理し、基本目標・方針を定めることで、福祉分野における横断的な施策の推進を図ります。

また、市民の健康増進について定めた「ふくしまし健康づくりプラン」との有機的な連携を含めた、福祉・保健・医療の一体的な展開はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野とも連携を図りながら、地域特性を踏まえた取り組みを実施していきます。

さらには、福島市社会福祉協議会が策定する「福島市地域福祉活動計画」とも相互に連携を図り、地域福祉の総合的な推進に努めます。

なお、本計画との一体的な展開を図るため、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」や、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）に基づく「再犯防止推進計画」を、本計画に包含して策定しています。



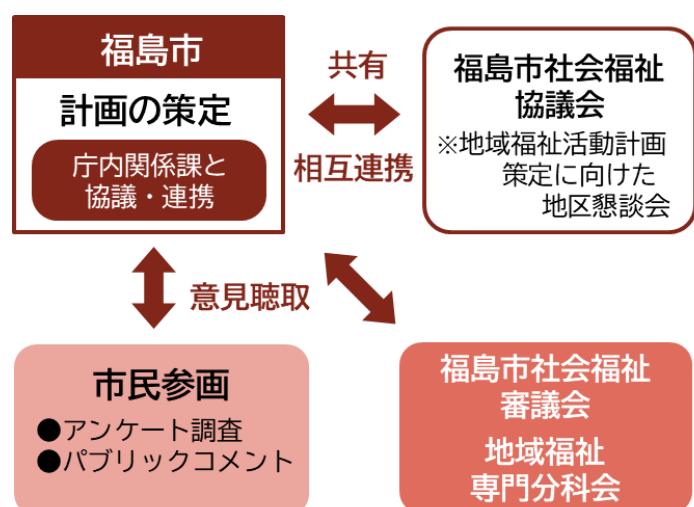
3 計画の期間

この計画の期間は、本市のまちづくりの上位計画となる「第7次 福島市総合計画」との整合性を図るため、令和8年度から12年度までの5年間とします。

計画の名称	計画期間	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)
福島市総合計画	R8~12 (5年間)	第6次			第7次		
福島市地域福祉計画	R8~12 (5年間)	2021		2026			
福島市高齢者いきいきプラン	R6~8 (3年間)		2024				
福島市高齢者福祉計画	R6~8 (3年間)		第10次				
福島市介護保険事業計画	R6~8 (3年間)		第9期				
福島市障がい者計画	R6~10 (5年間)			第3次			
福島市障がい福祉計画	R6~8 (3年間)		第7期				
福島市障がい児福祉計画	R6~8 (3年間)		第3期				
福島市こども計画	R7~11 (5年間)			2025			
福島市自殺対策計画	R6~10 (5年間)			第2次			

4 計画の策定方法

計画の策定にあたっては、市民を対象としたアンケート調査を実施するとともに、学識経験者・関係団体の代表者等で組織する「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」での審議やパブリックコメントの実施などにより、地域福祉の状況や課題の把握、意見の反映に努めました。



第2章

本市の現状と課題

1 福島市地域福祉計画2021「中間評価」から見た現状

この計画の策定にあたり、現計画である福島市地域福祉計画2021の主要施策について、令和5年度の実績（中間値）を基に中間評価を行いました。

評価にあたっては、学識経験者や福祉関係者などで構成される「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」において協議・検討を行っております。

なお、次のとおり各施策の目標値に対する達成率に応じて、A～Dの評価区分により評価しました。

達成率	評価区分
達成率 100%	A評価
80% ≤ 達成率 < 100%	B評価
60% ≤ 達成率 < 80%	C評価
達成率 < 60%	D評価

中間評価の結果

A・B評価となった施策が全体の7割を超えており一定の評価ができる一方で、C・D評価の大半が利用者数や拠点数など定量的な評価指標を用いた施策でした。

評価区分	割合(%)
A評価	53.5
B評価	18.6
C評価	16.3
D評価	11.6

72.1%

「急激な社会変化への適応が必要」

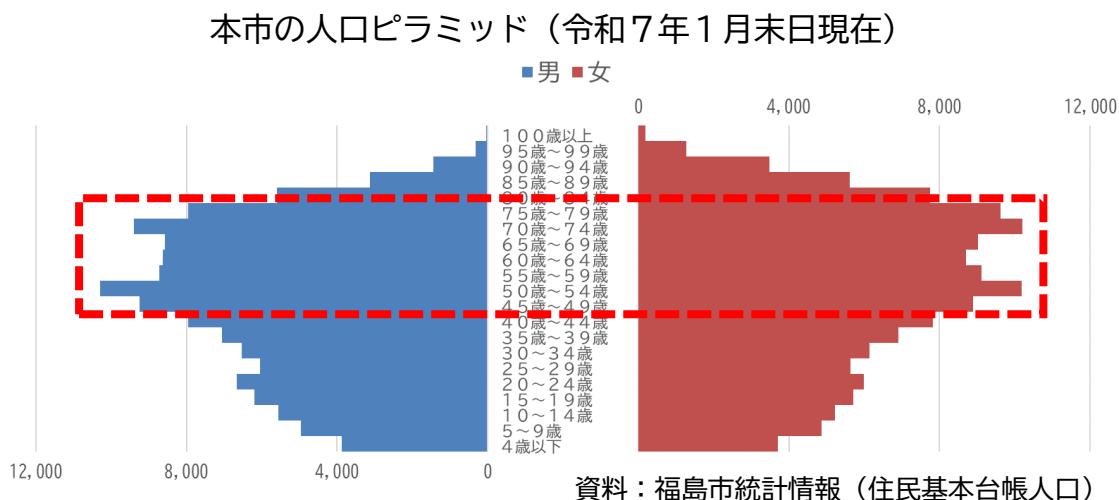


新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化、急速なデジタル化の推進、個人の価値観の多様化の尊重などが進み、人と人との交流に関する施策において、C・D評価が多く見られました。

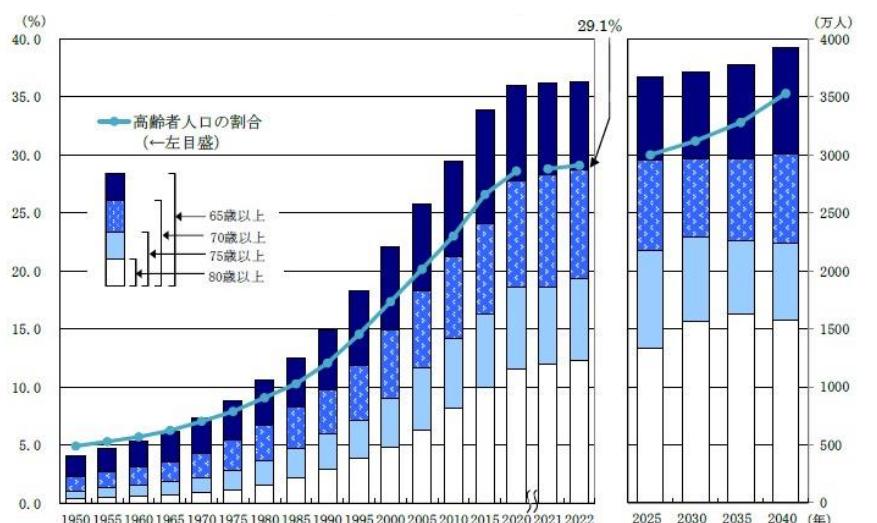
このような急激な社会変化に適応するために、福祉分野においても社会への対応力や適応力が求められます。

2 各種統計データから見た現状

(1) 人口の推移



全国の高齢者人口及び割合の推移（1950年～2040）



「高齢者割合の増加」

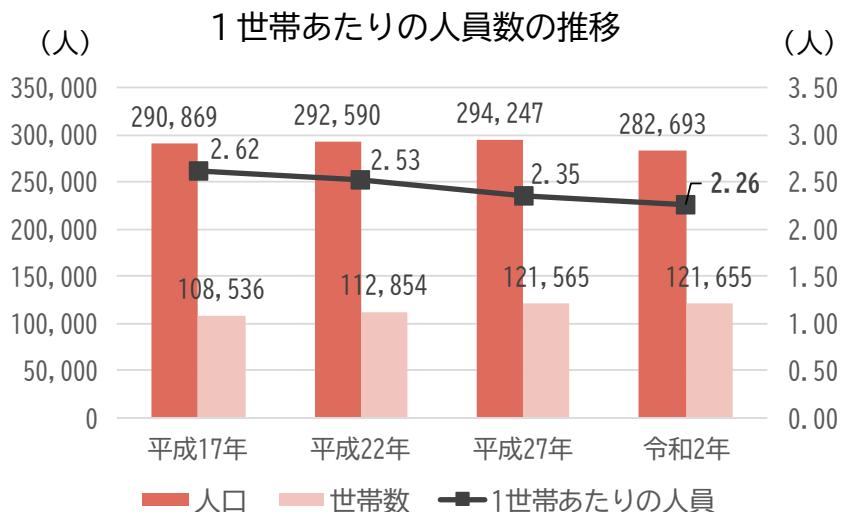


本市でも少子高齢化が進み、人口のボリュームゾーンが現役世代から高齢世代に向かって遷移してきています。なお、全国では、2025年（令和7）に団塊の世代※1が75歳以上（後期高齢者）となり高齢者人口がピークを迎えると推計され、さらには団塊ジュニア世代※2が65歳以上となる2040（令和22）年に日本の高齢者人口が全体の約35%を占めると推計されています。

※1 団塊の世代：1947（昭和22）年～1949（昭和24）年（第1次ベビーブーム期）に生まれた世代

※2 団塊ジュニア世代：1971（昭和46）年～1974年（昭和49）年（第2次ベビーブーム期）に生まれた世代

(2) 世帯等の状況



年度	人口	世帯数	1世帯あたりの人員
平成17年	290,869	108,536	2.62
平成22年	292,590	112,854	2.53
平成27年	294,247	121,565	2.35
令和2年	282,693	121,655	2.26

世帯構成の割合

年度	単身	2人	3人	4人	5人以上	世帯数計
平成17年	30,680 28.3%	28,418 26.2%	20,655 19.0%	16,589 15.3%	12,194 11.2%	108,536 100.0%
平成22年	34,258 30.4%	30,161 26.7%	21,049 18.7%	16,404 14.5%	10,982 9.7%	112,854 100.0%
平成27年	42,374 34.9%	33,324 27.4%	21,264 17.5%	15,004 12.3%	9,599 7.9%	121,565 100.0%
令和2年	44,664 36.7%	34,440 28.3%	20,759 17.1%	13,834 11.4%	7,958 6.5%	121,655 100.0%

資料：福島市統計書（国勢調査）

「単身世帯の増加」

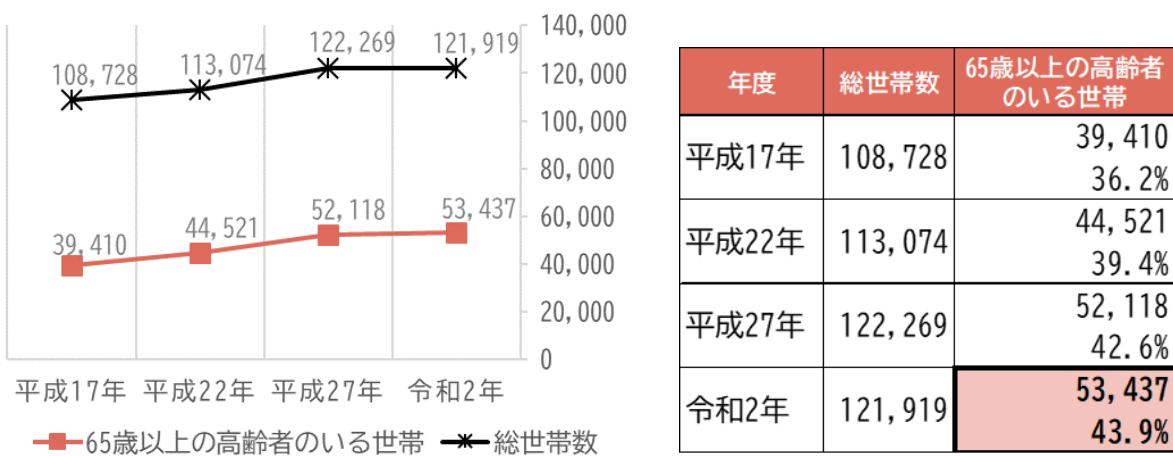


1世帯あたりの人員が、令和2年度は平均で2.26人と、年々減少傾向にあります。また、各世帯構成に対する割合も「単身世帯」が36.7%と、3分の1以上の割合を占めています。

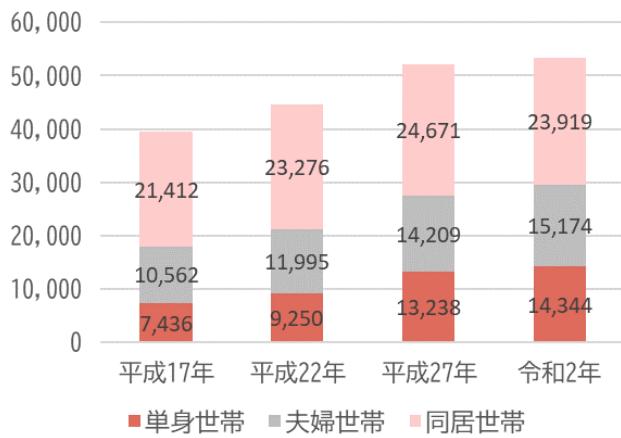
単身世帯は今後も増え続けることが推測されますが、地域との結びつきが薄れ社会的に孤立するリスクが高まることが心配されます。

(3) 高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢者のいる世帯の割合



高齢者（65歳以上）単身世帯の割合



※65歳以上の高齢者がいる世帯の内

年度	同居世帯	夫婦世帯	単身世帯
平成17年	21,412 54.3%	10,562 26.8%	7,436 18.9%
平成22年	23,276 52.3%	11,995 26.9%	9,250 20.8%
平成27年	24,671 47.3%	14,209 27.3%	13,238 25.4%
令和2年	23,919 44.8%	15,174 28.4%	14,344 26.8%

資料：福島市統計書（国勢調査）

「高齢者単身世帯の増加」

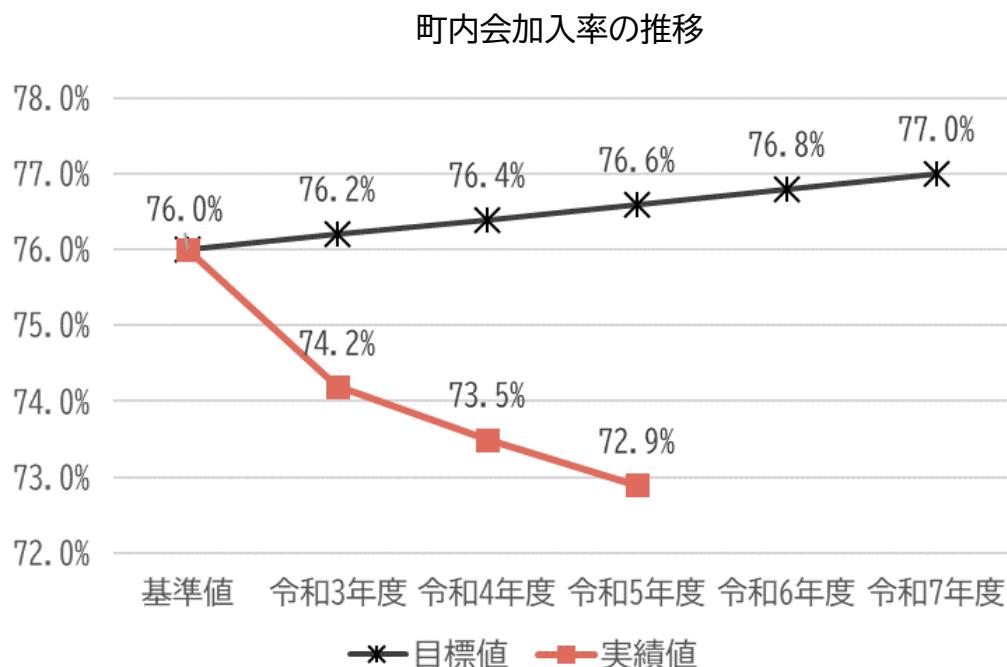


総世帯数に占める「65歳以上の高齢者のいる世帯」の割合は、令和2年度で43.9%と、この15年で最も高く、そのうち「高齢者単身世帯」についても平成17年度から比べると約2倍に増加しています。

世帯の小規模化・高齢化により、家族間の支え合い機能や地域との結びつきが低下し、孤立死※のリスクや認知症の進行、介護サービスの需要増などが心配されます。

※孤立死：一般的には誰にも看取られることなく息を引き取り、その後、しばらくしてから発見されるようなケース

(4) 町内会加入世帯の割合



年度	目標値	実績値
基準値	76.0%	76.0%
令和3年度	76.2%	74.2%
令和4年度	76.4%	73.5%
令和5年度	76.6%	72.9%
令和6年度	76.8%	
令和7年度	77.0%	

資料：令和5年度 第6次福島市総合計画新ステージ実行プラン結果

「町内会加入世帯の減少」

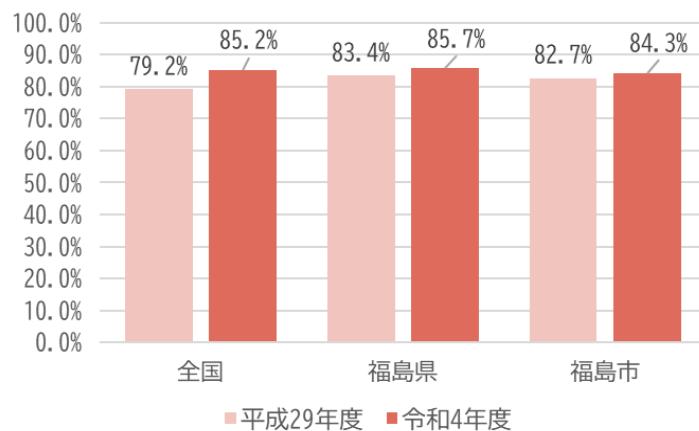


町内会の運営や役員としての負担が大きいこと、町内会活動の役割と重要性が認識されていないことなどにより、若年層の加入が進んでおらず、年々加入率が低下しています。

個人の価値観も多様化してきているため、地域の担い手確保や、地域コミュニティ活動や防災、防犯、地域美化などの地域活動への影響が心配されます。

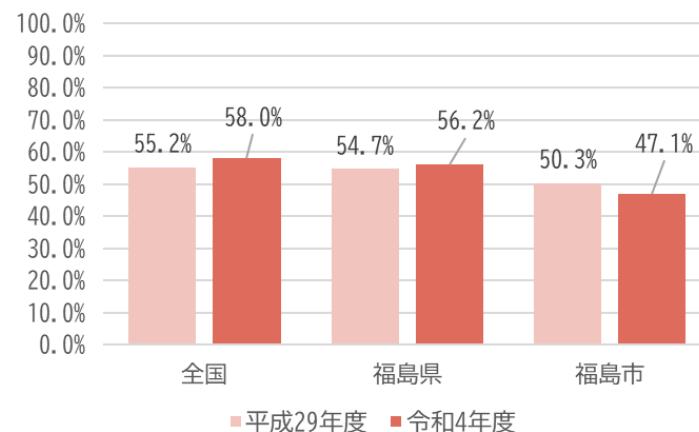
(5) 育児有業者・介護有業者

育児をしている者にしめる有業者の割合



年度	平成29年度	令和4年度
全国	79.2%	85.2%
福島県	83.4%	85.7%
福島市	82.7%	84.3%

介護をしている者にしめる有業者の割合



年度	平成29年度	令和4年度
全国	55.2%	58.0%
福島県	54.7%	56.2%
福島市	50.3%	47.1%

資料：令和4年 就業構造基本調査結果

「介護有業者の減」

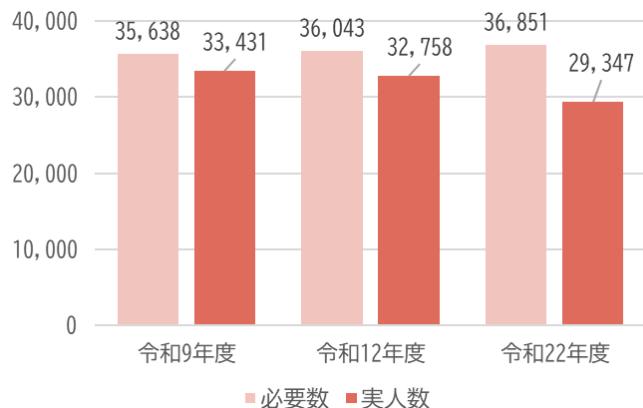


育児中の労働者の割合は増加している一方で、介護中の労働者の割合は全国や福島県は増加しているものの、福島市においては減少しています。

介護離職により、家族の身体的・心理的な負担や、家計負担の増加が心配されます。

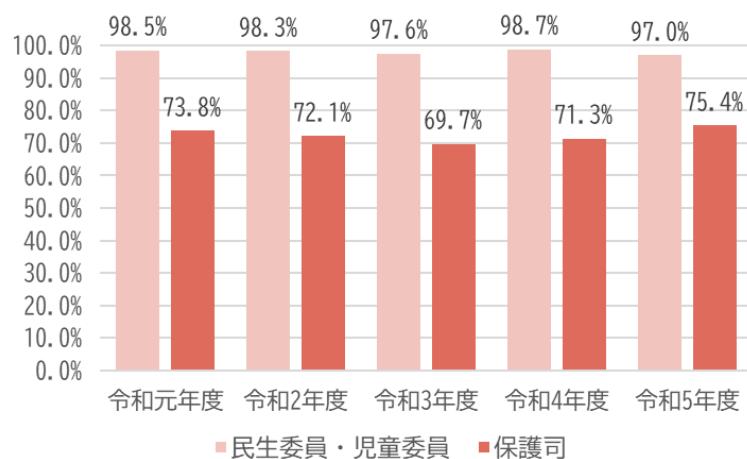
(6) 福祉人材の推移

介護人材の需給推計（福島県）



資料：福島県統計データ（抜粋）

民生委員・保護司の充足率



資料：福島県統計データ（抜粋）、福島市統計書（国勢調査）

「福祉人材の不足」



介護人材については、県の推計で令和 22 年度に 7,504 人の人材不足が生じるとされています。また、ボランティア人材（民生委員・保護司）については、毎年、欠員が生じています。

その他、各福祉施設・事業所でサービスを提供する専門人材（職員）にも不足状態が確認されており、福祉サービスの維持や今後の需要増に対応できる人材確保への影響が心配されます。

(7) 保健医療人材の推移（医師数）

		医師数					人口10万人対医師数				
地域		H26	H28	H30	R2	R4	H26	H28	H30	R2	R4
全国		296,845	304,759	311,963	323,822	327,444	233.6	240.1	246.7	256.7	262.1
内 診 療 4 科	小児科	16,758	16,937	17,321	18,003	17,781	13.2	13.3	13.7	14.3	14.2
	産婦人科	11,085	11,349	11,332	11,686	11,833	8.7	8.9	9.0	9.3	9.5
	麻酔科	8,625	9,162	9,661	10,283	10,350	6.8	7.2	7.6	8.2	8.3
	救急科	3,011	3,244	3,590	3,953	3,913	2.4	2.6	2.8	3.1	3.1
福島県		3,653	3,720	3,819	3,892	3,914	188.8	195.7	204.9	212.3	218.7
内 診 療 4 科	全国順位						43位	42位	41位	42位	42位
	小児科	207	215	221	215	222	10.7	11.3	11.9	11.7	12.4
	全国順位						43位	41位	40位	42位	40位
	産婦人科	126	122	128	137	126	6.5	6.4	6.9	7.5	7.0
	全国順位						46位	46位	45位	43位	46位
	麻酔科	90	102	108	107	107	4.7	5.4	5.8	5.8	6.0
	全国順位						41位	39位	37位	39位	41位
	救急科	29	29	34	35	38	1.5	1.5	1.8	1.9	2.1
全国順位							35位	42位	40位	43位	42位
県北		1,268	1,295	1,331	1,363	1,374	266.1	265.6	277.7	292.6	300.9
医 療 圏 別	内 診 療 4 科	75	75	82	865	87	15.7	15.4	17.1	18.5	19.1
	産婦人科	50	48	49	53	51	10.5	9.8	10.2	11.4	11.2
	麻酔科	30	38	41	42	44	6.3	7.8	8.6	9.0	9.6
	救急科	12	13	17	15	13	2.5	2.7	3.5	3.2	2.8
県中		988	1,020	1,048	1,066	1,042	185.7	189.9	197.8	205.2	204.1
いわき		561	561	573	575	596	172.0	161.0	167.1	172.7	183.0
他		836	844	867	888	902					

資料：福島県統計データ（抜粋）

「保健医療人材の不足」



県北医療圏では、「人口10万人対医師数」が県内で唯一、全国平均を上回っていますが、これは福島県立医科大学の医師を含めて算出しているため、それを除くと全国平均を下回ることになります。

その他、助産師、看護師等の看護職員も、県の推計では今後大幅に不足するとされており、保健医療・福祉サービスの維持や、医療現場・福祉施設等での負担増による離職者の増加が心配されます。

3 アンケート調査から見た現状

1 調査の目的

本調査は、「福島市地域福祉計画2026」の策定に向けて、地域やその地域に居住する住民の生活課題を的確に把握し、地域ごとの多様なニーズを計画に反映することを目的に実施しました。

2 調査の設計

項目	内容
調査対象	令和6年9月末時点の市内在住の18歳以上の男女2,500人
抽出方法	年齢別按分による無作為抽出
配布・回収方法	【配布】調査票による郵送 【回収】① 調査票の郵送回答 ② インターネット回答（専用フォーム）
調査期間	令和6年10月30日～11月20日
調査項目	(1) 基本属性 (2) 人との「つながり」について (3) 地域での支え合い・助け合いについて (4) 情報収集の方法について (5) 孤立・孤独について (6) 防犯・再犯防止について (7) その他

3 回収結果

項目	内容
配布	2,500件 ※1
回収件数	966件（郵送：711件、インターネット：255件）※2
回収率	38.6%

※1 過去のアンケート調査結果から、年代別の回収想定率を設定し、発送数を調整しています。

※2 上記発送調整の結果、本市の年代構成とほぼ同様の回収結果が得られています。

【アンケート調査結果概要】

(1) 人ととの「つながり」について

【問】近所の人とどの程度お付き合いがありますか。

1

選択肢	回答者	構成比
家を行き来するなど親しい関係	112	11.6%
立ち話やあいさつを交わす程度	608	62.9%
顔を知っているが、声をかけることはほとんどない	133	13.8%
ご近所付き合いはしていない	107	11.1%
無回答	6	0.6%
合計	966	100.0%

《クロス分析の結果》

※注①：「立ち話やあいさつを交わす程度」と答えた方の内、75歳以上の高齢者の人数が最も多くなっています。

※注②：「ご近所付き合いはしていない」と答えた方の家族構成別では、単身世帯が29%と割合が高くなっています。

【問】地域の催しや行事、活動などに参加していますか。

1

選択肢	回答者	構成比
よく参加している	121	12.5%
たまに参加している	263	27.2%
あまり参加していない	240	24.9%
全く参加していない	331	34.3%
無回答	11	1.1%
合計	966	100.0%

《クロス分析の結果》

※注③：単身世帯の64%の方が、「(全く・あまり) 参加していない」と回答しています。

「つながりの希薄化」



近所の人とのお付き合いについて「立ち話やあいさつを交わす程度」と答えた方が半数以上を占め、また、地域活動への参加についても「(全く・あまり) 参加していない」方の割合が多くなっています。

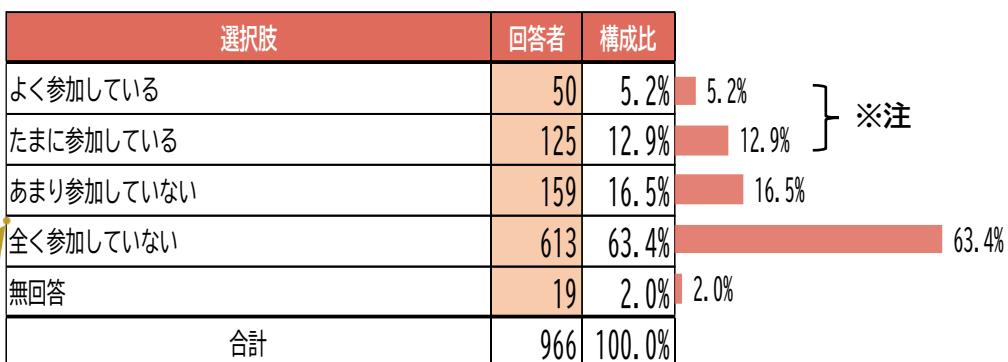
地域でのつながりの希薄さにより、孤立死※、生活困窮、ごみ屋敷、虐待などの深刻な社会問題につながる可能性も心配されます。

※孤立死：一般的には誰にも看取られることなく息を引き取り、その後、しばらくしてから発見されるようなケース

(2) 地域での支え合い・助け合いについて

【問】地域でのボランティア活動に参加していますか。

1

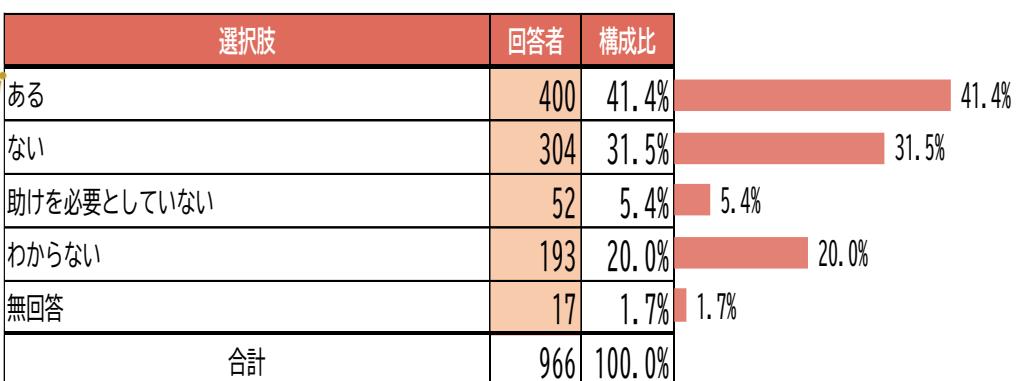


《クロス分析の結果》

※注: 各世代の中でも「(よく・たまに) 参加している」と答えた方の内、70歳以上高齢者が30.7%と参加率が最も高く、世代が若くなるにつれて、参加率が低い傾向にあります。

【問】地域の人に支えられた(助けられた)と感じたことはありますか。

1



「支え合い機能の低下」



地域の人に支えられた経験が「ある」と答えた方は半数を下回り、ボランティア活動にも「(全く・あまり) 参加していない」と答えた方の割合が多くなっているため、地域での支え合い機能が弱まっていると考えられます。

「(全く・あまり) 参加していない」と答えた方の理由には、「ボランティア活動等に関する情報がない」との回答が最も多くなっています。

なお、上記課題については、若い世代においてその傾向が見られ、今後ますます支え合い機能の低下が心配されます。

(3) 情報収集の方法について

【問】市政情報を収集する際にインターネットやSNS等のデジタルサービスを利用していますか。

1

選択肢	回答者	構成比
よく利用する	124	12.8%
ときどき利用している	317	32.8%
ほとんど利用していない	212	22.0%
全く利用していない	304	31.5%
無回答	9	0.9%
合計	966	100.0%

※注

《クロス分析の結果》

※注：「(ほとんど・全く) 利用していない」方の内、70歳以上高齢者が、40%となっています。

【問】「利用していない」主な理由はなんですか。(※3つまで選択可)

1

選択肢	回答者	構成比
どのように使えばよいかわからないから	242	31.0%
以前使おうとした、もしくは使ってみたことがあるが、うまく使えなかつから	50	6.4%
どこで、どんなデジタルサービスを購入・契約すればよいかわからないから	86	11.0%
個人情報の漏洩や詐欺被害など、トラブルに遭うのではないかと不安だから	98	12.6%
購入や利用にかかる料金が高いと感じるから	35	4.5%
自分の生活には必要ないと思っているから	110	14.1%
必要があれば家族に任せればよいと思っているから	99	12.7%
身近に携帯電話店や家電量販店など、デジタル端末を購入できる場所がないから	3	0.4%
その他	57	7.3%
合計	780	100.0%



「情報リテラシー※の格差」

市政情報の収集にデジタルサービスを「(ほとんど・全く) 利用していない」と答えた方が半数以上を占めており、その理由に「どのように使えばよいかわからない」「自分の生活には必要ない」と答えた方の割合が多くなっています。

社会のデジタル化が進む一方で、市民の情報リテラシーに格差が生じているため、情報を届ける対象に応じて伝達方法の配慮が必要です。

※情報リテラシー：情報活用能力

(4) 孤立・孤独について

【問】あなたは「孤独」だと感じることはありますか。

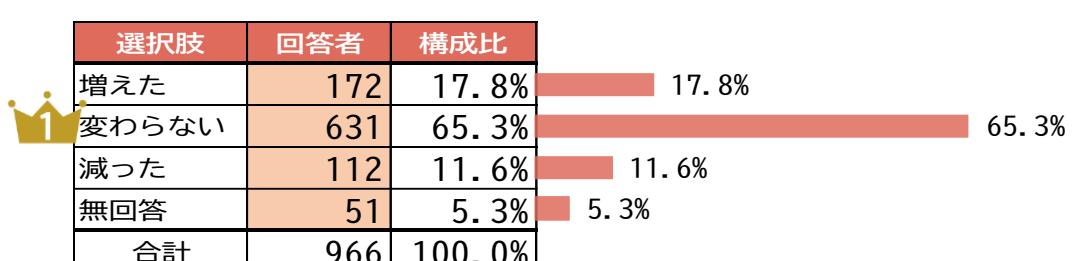
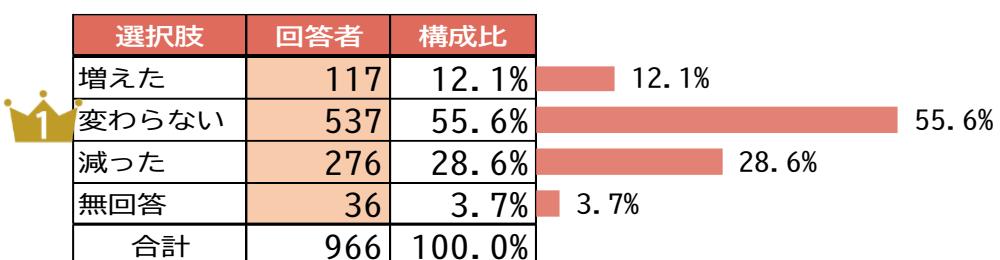


《クロス分析の結果》

※注：単身世帯が増加している中で、孤独感が「ある」と答えた方の家族構成別では、単身世帯で5割超の方が孤独感を感じています。また、全世代においても孤独感を感じている方が平均的に存在しています。

【問】新型コロナウィルス感染症が始まった2020年3月頃より前(コロナ禍前)と比べて、現在は他者とのコミュニケーションにどのような変化がありますか。

①人と直接会ってコミュニケーションをとること



「孤独感の上昇」



孤独感が「ない」と答えた方が多い反面、約3割の方が孤独を感じています。また、人と直接会うコミュニケーションの頻度も減少傾向にあります。家族や地域との接点が減少すると、家にひきこもりがちになったり、外出の機会も減少するなどして、孤独感が高まることが心配されます。

(5) 防犯・再犯防止について

【問】福島市が犯罪のない(少ない)安全で安心な暮らしやすい街だと感じますか。



【問】非行や犯罪の防止、非行や犯罪をした人の立ち直りや見守り、声かけなどに協力したいと思いますか。



「防犯・再犯防止への理解」



安全で安心な暮らしやすい街と「感じる」と答えた方が多い一方で、防犯・再犯防止に協力したいと思うかとの問い合わせには、「わからない」「思わない」と答えた方の割合が多くなっています。

そのため、再犯の現状やその防止に向けた取組に関して情報を提供するなど、啓発活動の充実・強化が必要です。

(6) その他

【問】今後の地域社会において、あなたが特に重視する事項は何ですか。

(※3つまで選択可)



選択肢	回答者	構成比
お互いを尊重し支え合う意識の醸成	【互いの尊重】 268	11.2% 11.2%
地域福祉の推進を担う人材の育成	【人材育成】 159	6.7% 6.7%
住民主体による支え合いの基盤強化	【支え合い】 136	5.7% 5.7%
地域福祉を支える人材や関係団体・機関の共創による地域福祉力の向上	【共創】 135	5.7% 5.7%
災害に対して強靭な地域づくりの推進	【防災】 339	14.2% 14.2%
緊急時に即応可能な支援体制の構築	【緊急時支援体制】 315	13.2% 13.2%
利用者の立場に立った福祉サービスの提供	【利用者目線のサービス提供】 293	12.3% 12.3%
地域における権利擁護（虐待・成年後見等）の推進	【権利擁護】 47	2.0% 2.0%
健やかで安心して暮らせる地域生活の構築	【健やか・安心】 513	21.5% 21.5% ※注
複雑で複合的な悩みを抱えた人への総合相談や支援体制の整備	【包括的支援】 112	4.7% 4.7%
その他	17	0.7% 0.7%
特にない	50	2.1% 2.1%
合計	2384	100.0%

《クロス分析の結果》

※注：ほとんどの世代において「健やかで安心して暮らせる地域生活の構築」を最も重視しています。

【問】本市が行う福祉サービスに満足していますか。



選択肢	回答者	構成比	
満足している	68	7.0% 7.0%	} ※注
やや満足している	228	23.6% 23.6%	
どちらでもない	269	27.7% 27.7%	
やや不満である	95	9.8% 9.8%	
不満である	70	7.2% 7.2%	
わからない	218	22.6% 22.6%	
無回答	18	1.9% 1.9%	
合計	966	100.0%	

《クロス分析の結果》

※注：70歳以上高齢者で「満足している・やや満足している」と答えた方は40.2%と最も高く、10～60代までの世代においては「どちらでもない」と答えた方が多くなっています。

「福祉サービスの充実」

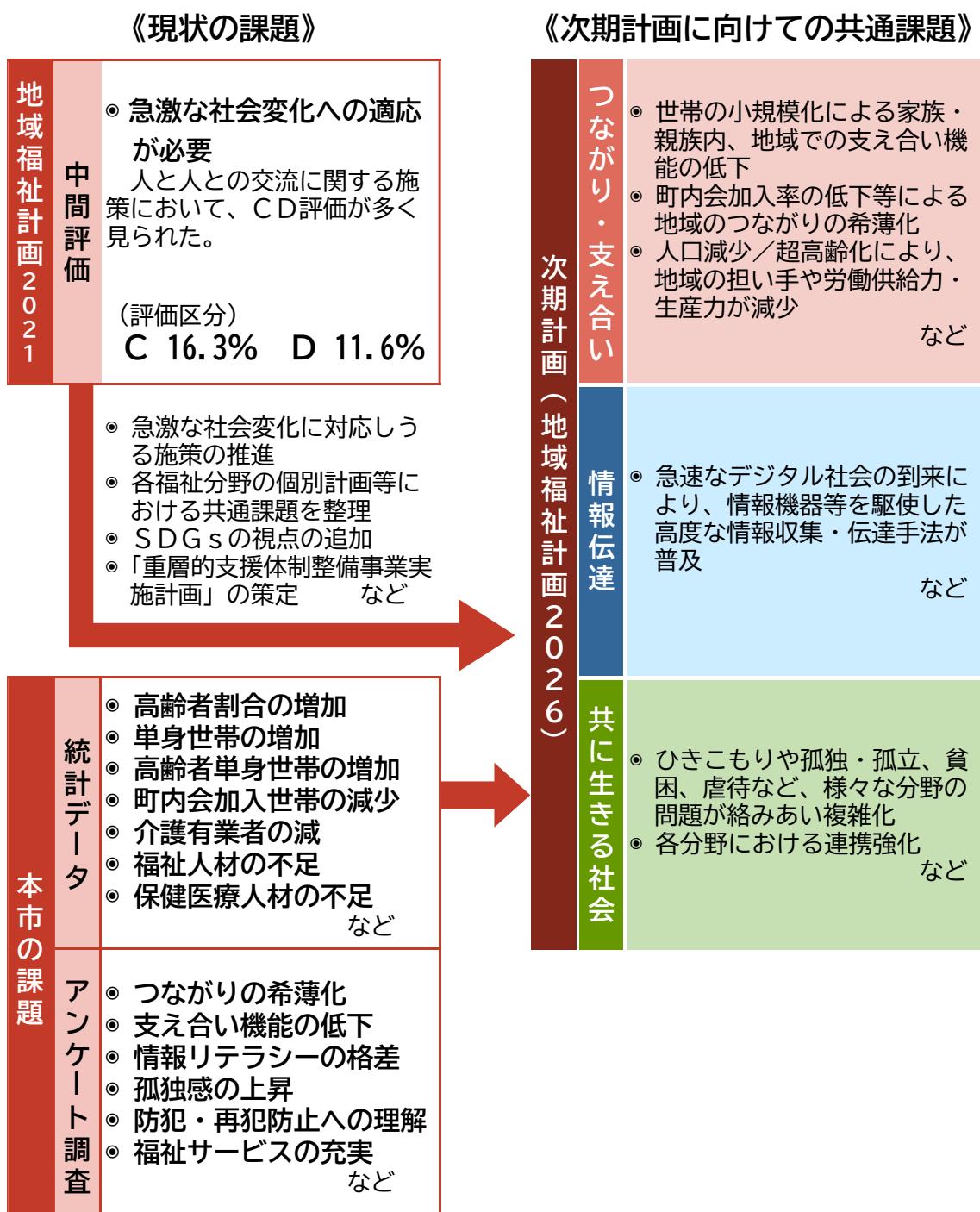


「健やかで安心して暮らせる地域生活の構築」を求める声が最も多く、福祉サービスの満足度については「どちらでもない」「やや満足している」と答えた方の割合が多くなっています。

各世代によってサービスの満足度が異なるため、利用者ニーズを的確に把握し、福祉サービスを提供していくことが必要です。

4 現状から見える課題（まとめ）

10～24ページに記載の「地域福祉計画2021」の中間評価結果や、各種統計データ、アンケート調査結果から、地域福祉を取り巻く現状の課題を分析し、次期計画に向けて各福祉分野に共通する課題として整理しました。なお、この共通課題は、「つながり・支え合い」「情報伝達」「共に生きる社会」の3類型に分類して整理しました。



5 各福祉分野の個別計画における共通課題

各個別計画に共通する課題を整理し、25ページの3類型で分類しました。

	福島市高齢者いきいきプラン	福島市障がい者計画	福島市こども計画	福島市自殺対策計画
つながり・支え合い	<ul style="list-style-type: none"> 地域での活動に参加している高齢者が減少傾向 高齢者の生きがいの場づくり 多様な職域・職種や関係団体、地域住民との連携・共創により地域で支え合う仕組みづくり 少子高齢化が進み、高齢者一人当たり現役世代人数が減少傾向 介護サービスを担う人材の確保や資質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの重度化や高齢化、本人とその家族等が地縁や公的な支援等と接点がないまま社会で孤立。 地域コミュニティの希薄化や人口減少、超高齢社会化とも相まってさらに深刻なものとなることが懸念。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の繋がりの希薄化、少子化の進展などにより、子ども・若者が安心して過ごせる居場所を持つことが難しい 保育等に係る人材の確保と質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要
情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> デジタル社会が進む中で、持続的に社会に関わっていくために年齢に関わらずICTに親しめる環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 情報アクセシビリティとコミュニケーション施策の充実 ICTの利活用やIOT、AI時代のスマートインクルージョンの視点 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する情報発信の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体の共通認識となるよう、関係機関や庁内関係課と連携による普及啓発が必要
共に生きる社会	<ul style="list-style-type: none"> 支援を必要とする高齢者の増加や、閉じこもりリスクのある高齢者が増加傾向 見守り・支援体制づくりを地域で主体的に実施できる支援の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 多様性を尊重する視点を取り入れた地域社会の形成 地域全体で課題解決に向けた関係機関の連携体制の構築等、環境整備等（包括的相談体制の整備） 災害発生時における支援体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ・不登校、ヤングケニアラー、児童虐待、貧困などといったこどもを取り巻く事案が深刻化、複雑化してきており、相談・支援体制の強化など、こどもの最善の利益を確保する取組が必要 安全・安心な子育て環境の整備と、こどもの育ちを応援する地域ネットワークの強化 	<ul style="list-style-type: none"> 自殺に追い込まれようとしている人が安心して生活が送れるよう、様々な分野の組織や人、施策の連携

6 「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」における主な意見

地域福祉専門分科会からの意見を整理し、25ページの3類型で分類しました。

つながり・支え合い	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍で閉じこもりがちになり、精神的・身体的・社会的にもつながりの希薄化が進んでいる。 地域でつながりが持てず、福祉サービスにたどり着けない方が、セルフネグレクトになるなど、地域にまだまだ埋もれている。 自助・共助を進める上で、全ての市民にそれぞれの立場に応じた役割があることを明らかにする視点が必要。 町内会未加入世帯が多い理由の一つとして「役員が回ってくるのがいやだ」という理由があるかと思う。デジタル社会の到来により、様々な情報もインターネット等で検索すれば出てくる世の中である。その様な感覚が未加入世帯の増加につながっていると思われる。
情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 急速なデジタル社会の到来がある一方で「スマホ弱者」というべき高齢者なども存在する。 デジタル機器の活用のみならず、それぞれにあった伝達手段が必要。 情報発信しているつもりでも、情報が行き届かず、福祉サービスを受けられないまま、悶々としている方がいる。 策定する計画が多くの方に伝わるべき。市民の方が計画の取り組みに参加しているような実感や地域福祉への理解を深めるための情報発信が必要。 「待ちの姿勢」ではなく、こちらから積極的に周知・啓発する方法が必要。 いくら良い事業を実施したとしても利用者に届いていないのでは。
共に生きる社会	<ul style="list-style-type: none"> 制度の隙間を埋める包括的支援の推進をお願いしたい。 住民票を届け出た時点でフォローするなど「切れ目がない支援」が必要かと思う。 現計画（2021）において、あまり評価が良くない事業にもっと視点を置いて、今後どう対応していくか重視した計画を策定してほしい。 次期計画には、現在ある事業に合わせて目標設定するのではなく、目指すべき姿を記載する必要がある。 現計画においては「新ステージ」に乗ることができたのかの評価が求められると思うが、「重層的支援体制整備事業」がまさに必要かと思う。次期計画に向けた重点的取り込み、関係各課との連携が必要。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念（目指すべき地域社会像）

つながり、支え合いの輪を広げて 誰もが活躍できる 共生社会のまち ふくしま

人口減少・少子高齢化に加え、近年、急速なデジタル社会の進展や、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を契機とした非接触・非対面型の行動への変容など、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化してきています。

こうした中でも、市民や地域（家族・友人・企業・団体などを含む）、行政などが、それぞれの役割に応じて地域社会をつなぎ、“支える”“支えられる”という関係を超えて支え合いの輪を広げていきながら、地域に住む人々が安らかで心豊かに生活できることが、私たちが望む地域社会の姿です。

様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で誰もが自分らしく前を向いて暮らせる「地域共生社会」の実現を福島市は目指します。



2 基本目標

基本理念を実現するために、26ページの共通課題を踏まえ、重点的に取り組む目標として、次の3つの基本目標と9つの基本方針を定め、各種施策を展開します。

基本目標1 “つながり・支え合い”の強化

人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加、個人の価値観の多様化が進んだことによるライフスタイルの変化などにより、地域におけるつながり・支え合いの機能が低下し、複数の分野を横断する課題や、属性別に展開されてきた従来の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の課題」が表面化しています。

さらには、地域の担い手として、ボランティア活動や福祉事業の運営に携わってきた人材も不足してきています。

地域住民一人ひとりが地域社会の一員として、支え合って暮らしていくことの大切さを理解し、お互い助け合うことができる地域づくりを推進します。

▶ 基本方針1－1 「支え合い」の意識の醸成

高齢者や障がい者、生活困窮者、ひきこもりなどで生きづらさを感じている人が社会から孤立することなく、誰もが前を向いて暮らせる社会をつくるために、一人ひとりが役割を持って地域住民が共に支え合える社会になるよう意識の醸成を図ります。

▶ 基本方針1－2 新たな担い手（人材）の創出

少子・高齢社会の進展等により、ますます国民の福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、また、介護保険制度や障がい者支援制度などでは、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、サービス提供に不可欠な福祉人材の養成・確保を推進します。

▶ 基本方針1－3 地域コミュニティの活性化

地域住民が互いに支え合いながら、高齢者や障がいのある人、子どもなど、地域で暮らす全ての人々が安心して暮らせる社会づくりを進めるために、地域の構成員である住民、企業、団体などが地域課題を我が事として捉え、みんなで課題の解決を目指すことで、地域コミュニティの活性化を図ります。

基本目標2 “やさしい情報伝達”と デジタル社会への対応力強化

近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、様々な場面で非接触・非対面を可能にするデジタル技術の導入が進みました。また、人口減少・少子高齢化を背景に、今後も各産業において労働力不足が続くと見込まれ、その不足を補うためにも、生成AI※1やRPA※2をはじめとした自動化を図るデジタル技術の普及がさらに進むとされています。

本市においても、各種福祉サービスの情報を市民に伝達したり、申請手続きをしていただく際、可能な限りデジタル技術の活用を進め、行政手続きの簡素・効率化に努めています。なお、デジタルサービスの利用促進には、市民のデジタルへの接触機会を少しでも増やし、デジタル活用により得られる価値を実感してもらうことが大切です。また、デジタルに接触する際の障壁を取り除く取り組みも重要になります。

一方で、ICT教育を受けていない世代では、「端末の操作が難しい」「近くに相談する人がいない」といった理由で、デジタルの活用を躊躇する人たちが存在していることにも配慮が必要です。

そのため、デジタル活用の推進のみならず、一人ひとりの状況に配慮した「やさしい情報伝達」を推進します。

※1 生成AI：AIが学習したデータをもとに、テキスト、画像、音声、動画など、新しいコンテンツを生成する人工知能

※2 RPA：人がパソコン上で行う定型的な業務を自動化する技術

▶ 基本方針2－1 情報提供体制の整備

福祉サービスの情報提供にあたっては、これまでの情報の伝達方法にとらわれず、生活上の課題を抱えながらも自ら必要な情報にたどり着けない個人や家族に対して、必要な福祉サービスや情報を直接届ける伝達方法（アウトリーチ型）や、個人の状況やニーズに合わせて、積極的に必要な情報や支援を送り届ける伝達方法（プッシュ型）も状況に応じて検討することとし、「伝わる」情報提供を推進します。

▶ 基本方針2－2 誰もがつながるデジタル化の推進

身体的・経済的制約の有無に関わらず、あらゆる人が、必要とする情報を必要な時に分かりやすく、デジタル情報によって取得できる環境（アクセシビリティ）を確保することに努めます。

また、デジタル活用に不慣れな市民が、デジタル機器の利用方法を学ぶ機会の創出やサポート体制の設置にも努めます。

基本目標3 “みんなが主役・みんなで創る” 共生社会の推進

現代の地域社会では、世帯の小規模化や個人の価値観の多様化により、様々な分野の課題が複雑に絡み合っていることが多く、支援にあたっては、複数分野にわたって総合的に支援をする必要がある場合が多く見られます。

従来の制度分野ごとの「縦割り」や「支える・支えられる」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることが大切です。

地域住民一人一人が地域の主役になり、安全・安心で生きがいや活気に満ちた地域社会を共に創っていく活動を推進します。

▶ 基本方針3－1 安全で安心な福祉のまちづくり

災害時や緊急時においても、地域の見守りにより配慮の必要な者への支援が円滑かつ迅速に行われる安全で安心なまちを目指し、支援体制を地域とともに構築します。

また、福祉、保健、医療など地域福祉を支える基盤の安定・強化のための補助金や、各種医療助成制度により、地域福祉の増進に努めます。

▶ 基本方針3－2 隙間・切れ目のない支援

本人や世帯の属性にとらわれず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で地域社会のセーフティネットの役割を果たし、複数分野の支援について総合的な提供を図ります。

▶ 基本方針3－3 包括的な支援体制の強化

「制度の狭間」にあり必要な支援が届いていない方や、複雑・複合的な課題を抱えている方を関係機関等との連携により探し、地域とともに課題解決にあたる体制を強化します。

▶ 基本方針3－4 地域における社会的包摶(※)の推進

高齢者や障がい者、外国人、立ち直りを決意した犯罪をした者などで社会的なバリアにより様々な困難を抱えている方も、地域社会の一員として尊重され、自己実現や幸福を追求できる環境を整備し、社会参画を支援することにより、誰もが平等に参加し活躍できる社会を推進します。

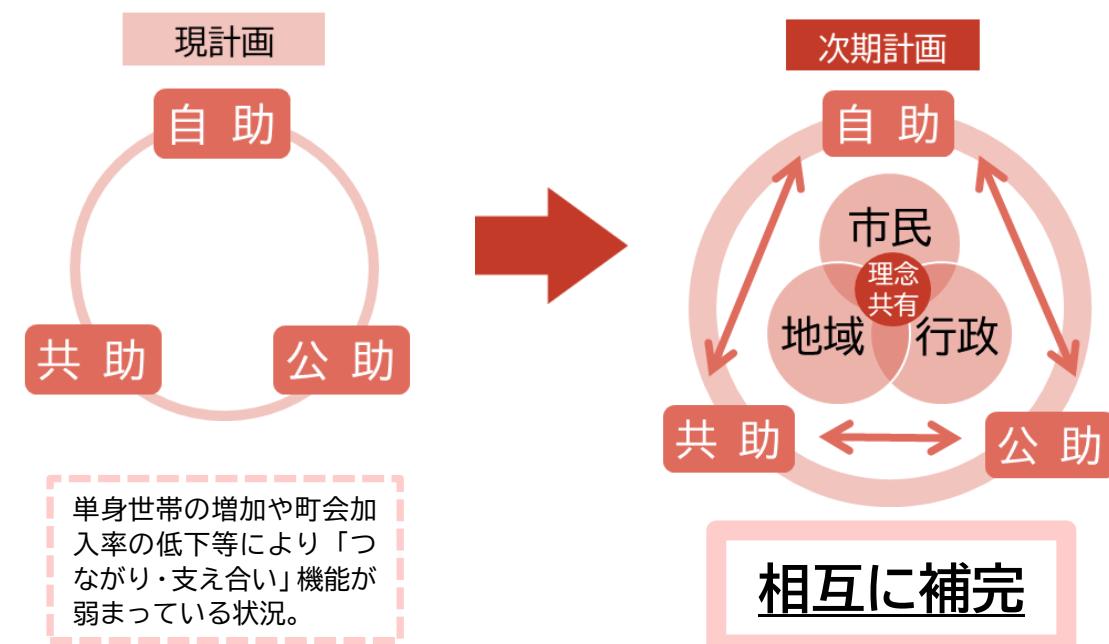
※「社会的包摶」：全ての人が、個々の能力を発揮して活躍できる社会

3 地域福祉の推進イメージ

地域福祉の推進のためには、自分でできることは自分で行う「自助」、地域でお互いに助け合う「共助」、行政が施策として支援する「公助」を、地域の実情に応じて適切に組み合わせる必要があります。

また、それぞれが独立して機能するのではなく、相互に連携し、補完し合うことで、より効果的な支援にもつながります。

この計画では、「自助（市民）」「共助（地域）」「公助（行政）」の主体それぞれが、基本理念や地域の課題を共有し、誰もが役割をもって相互に補完し合う関係の構築を目指します。



自助 (「市民」の役割)	◎自分の力で、生活課題を解決すること (例)・自らの健康に気を配り、地域活動にも積極的に参加 ・日常的な生活情報の収集 ・自主的な生活課題への取り組み など
共助 (「地域」の役割)	◎家族、友人、地域と協力して助け合うこと (例)・隣近所や友人間、職場内での助け合い、支え合い ・地域での福祉活動、自治会活動、ボランティア活動 ・社会福祉協議会等の地域活動、共同募金 など
公助 (「行政」の役割)	◎行政が提供する支援 (例)・福祉サービスの提供 ・福祉サービスに関する情報提供や啓発活動 ・地域福祉に関わる制度や仕組み、環境の整備 ・自助・共助では難しい課題への対応 など

4 SDGsの考え方

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、福祉部門の最上位計画である本計画においても、様々な地域課題解決に向けて、分野横断的に取り組んでいきます。



5 心のバリアフリー

本市では、一人ひとりが人間尊重の視点を大切に、年齢や性別、障がいのある・なし、国籍などに関わらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、以下の「行動の5つのポイント」を推奨し、意識啓発を図ります。



«行動の5つのポイント»

6 計画の体系

※1 「情報リテラシー」：情報活用能力

※2 「社会的包摶」：すべての人が、個々の能力を發揮して活躍できる社会

基本目標① “つながり・支え合い” の強化

基本方針	基本施策
1-1 「支え合い」の意識の醸成	(1) 地域福祉の意識啓発 (2) 福祉教育の推進
1-2 新たな担い手(人材)の創出	(1) 担い手(人材)の確保・育成 (2) 担い手(人材)の魅力発信 (3) 担い手(人材)間の連携と活動機会の提供
1-3 地域コミュニティの活性化	(1) 地域における居場所の確保 (2) 地域における社会参加活動の促進 (3) 官民連携の推進と先導的技術の活用促進

基本目標② “やさしい情報伝達”とデジタル社会への対応力強化

基本方針	基本施策
2-1 情報提供体制の整備	(1) 一人ひとりに寄り添ったやさしい情報伝達 (2) 相談体制の充実と連携
2-2 誰もがつながるデジタル化の推進	(1) デジタルコンテンツ活用の促進 (2) 情報リテラシーの向上(※1)

基本目標③ “みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進

基本方針	基本施策
3-1 安全で安心な福祉のまちづくり	(1) 災害・緊急時の要配慮者支援 (2) 地域福祉を支える基盤の強化
3-2 隙間・切れ目のない支援	(1) 世代・属性にとらわれない総合的支援の推進 (2) 孤独・孤立対策の推進 (3) 生活状況に応じた困窮者支援の推進 (4) 自殺、権利擁護、虐待等に関する取り組みの強化
3-3 包括的な支援体制の強化	(1) 地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築 (2) 重層的支援の推進
3-4 地域における社会的包摶(※2)の推進	(1) 誰もが安心して自由に生活できる環境の整備 (2) 身近な「福祉圏域」での連携した取り組みの推進 (3) 寄附・共同募金等の取り組みの推進 (4) 再犯防止の推進

7 計画の進捗管理（年次点検）

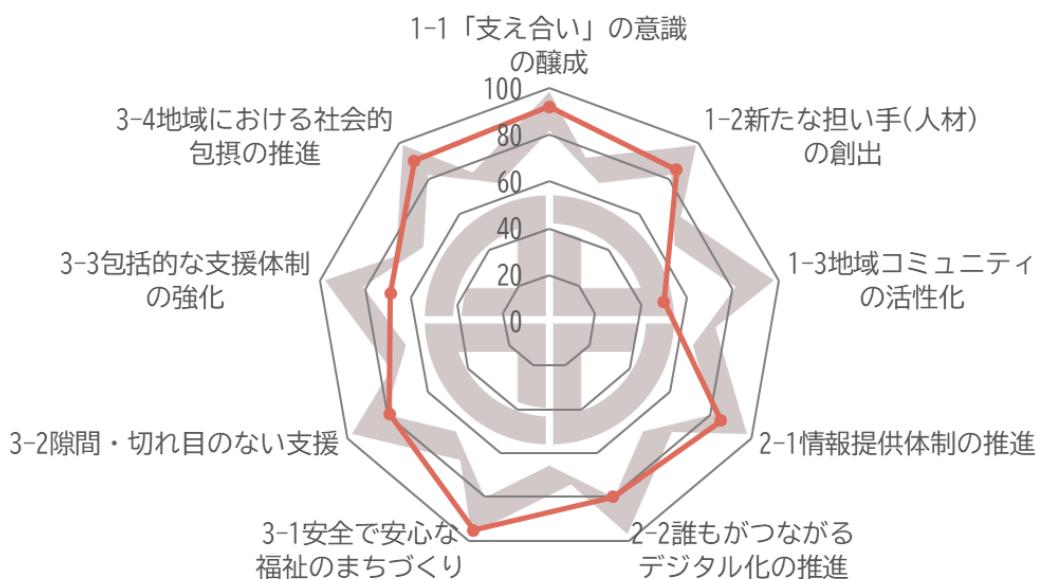
この計画の9つの基本方針に対応する各種主要事業及び取り組みについて、「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」において進捗管理（年次点検）を行います。

9つの基本方針ごとに数値目標を設定し、次のA～Dの評価基準により評価します。数値目標を設定できない事業は、取組内容をできるだけ客観的に評価します。

評価基準	達成率	達成度
A (達成できた)	100%	100点
B (概ね達成できた)	80%以上100%未満	75点
C (やや不十分だった)	60%以上80%未満	50点
D (不十分だった)	60%未満	25点

目標達成度については、次のレーダーチャートを用いて、年次ごとの進捗を可視化し、本市における共生社会推進の状況を確認します。

本市の共生社会（目標達成度）



8 生活関連分野との連携体制

地域住民が抱える生活課題は、個人の価値観の多様化などを背景に複雑化してきており、単一のサービスによって満たされるものではなくなってきています。

また、地域の共助（つながり・支え合い）の力も、人口減少や少子高齢化の進展、世帯の小規模化などの影響もあり弱まってきています。

地域福祉の推進にあたっては、福祉分野だけではなく、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活に関連する分野にもわたって、地域福祉を取り巻く課題や基本理念の共有を図るとともに、地域共創のまちづくりの視点も加えながら、庁内の部局横断的な連携体制を強化するとともに、官民のネットワークを構築し、広げていくことで、生活課題の解決に資するサービスの総合的な提供に努めます。

イメージ図

第4章

施策の展開

基本目標 1

“つながり・支え合い” の強化

イラスト

基本目標	“つながり・支え合い”の強化
基本方針	1-1「支え合い」の意識の醸成
基本施策	(1) 地域福祉の意識啓発

現状と課題

地域住民が互いに助け合い、安心して暮らせる社会を築くためには、一人ひとりが地域福祉の重要性を理解し、積極的に社会参加することが重要です。町内会加入率の低下に加え、市民アンケート調査結果では、地域のボランティア活動に「全く参加していない」と答えた方が6割を超えるなど、地域福祉に対する理解が進まず、積極的な地域活動が行われていないことが課題となっています。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- ボランティアに参加したいが、情報がない。
- 協力する気持ちはあるが、行動に出せない。
- 参加してみたいが参加する勇気がない。

主な取組内容

地域住民の意識の醸成に加え、地域において生活課題を早期に発見し、自発的に課題を解決する力の向上が必要であることから、地域住民向けに地域福祉に関する積極的な情報提供を行うことや、地域の課題解決に向けたボランティア活動を推進するなど、意識の啓発に取り組みます。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の生活課題の把握に努めます。 ● 自分自身の力で生活の基礎を築き、困難を乗り越えられるよう努力します。（例：食料や飲料水の備蓄、健康管理など） ● 地域の催しやボランティア活動などに積極的に参加します。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 困っている人に声をかけ、地域社会全体の安全と福祉の向上に努めます。（例：災害時の相互支援、高齢者の支援、ボランティア活動など） ● 自主防災組織、ボランティア団体等の組織化を図り、その活動の活性化に努めます。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の生活課題や地域福祉に関する情報を住民に伝え、理解や行動につなげます。 ● 地域の生活課題解決に向けて、住民が主体的に関わるための環境整備を図ります。 ● 関係機関と連携して、地域福祉に関する啓発活動や、地域活動への参加機会・活躍の場の創出等に努めます。

基本目標	“つながり・支え合い”の強化
基本方針	1-1 「支え合い」の意識の醸成
基本施策	(2) 福祉教育の推進

現状と課題

福祉教育の推進は、地域住民の生活の質を自ら高めるもので、地域活動の活性化や地域共生社会の実現を図るためにも、継続的に取り組む必要があります。また、地域において「自助」や「共助」の力を高めることにもなります。

誰もが役割を持ち、お互いに支え合って活躍できるまちを目指して、地域の実情を踏まえ、地域福祉への理解を深め、関係者同士で協力体制を構築するとともに、実践的な学びの機会を創出する必要があります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 利己から利他への精神をいかに醸成していくことが出来るかが問われる。
- 連帯意識の醸成のための工夫や取り組みが必要。

主な取組内容

多様な人が支え合い、共に生きる社会の実現に向けて、主体性を育み、他者を理解し、思いやりの心を持って豊かな人間関係を築くための情報提供を行うとともに、様々な活動や体験の機会を創出して、幅広い世代に対して福祉教育の推進を図ります。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉への関心・理解を深め、自分のニーズ（生活課題）に見合った学びの場への積極的な参加に努めます。 ● 生活の質を高める情報の収集に努め、自分に合ったサービスを選択し・利用できる能力を養います。 ● “心のバリアフリー”を進める「5つの行動のポイント（バリアを調べる/会話する/周りを見る/声をかける/傾聴する）」を実践します。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域自主組織やボランティア団体などが連携し、共に活動することで、地域間の相互理解と協力体制を深めます。 ● 地域の生活課題やニーズを把握し、それに合った福祉活動を企画・運営することに努めます。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人への合理的配慮の必要性や、様々な生活課題や社会的障壁を抱えた人との共生社会の在り方など、福祉教育を実施します。 ● 地域福祉の取り組み状況についての情報発信に努めます。 ● 地域の福祉施設やボランティア団体などと連携し、地域社会の実態把握に努めます。

基本目標	“つながり・支え合い”の強化
基本方針	1-2 新たな担い手（人材）の創出
基本施策	(1) 担い手（人材）の確保・育成

現状と課題

少子高齢化の進展等により、ますます福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれます。また、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供も求められています。現在、そのサービスを提供する福祉職・介護職の専門人材や、地域の民生委員をはじめ保護司やその他福祉活動を担うボランティア人材の不足が深刻化しており、地域における担い手（人材）の確保・育成が課題になっています。

地域での担い手の不足が進行すると、地域の支え合いや交流といったコミュニティの機能が低下し、地域福祉の増進に影響が出るばかりか、防災・防犯機能の低下や生活環境の悪化、地域文化の衰退といった様々な社会問題につながるおそれがあります。

なお、担い手の確保・育成にあたっては、福祉・介護サービスやボランティアの仕事がやりがいのある活動として認知される必要があり、また、地域住民が継続的に活動に関わるための仕組みづくりも必要になります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 保育士の人材の育成や待遇の改善に力を入れて欲しい。
- ハード面の施策は充実しているが、ソフト面の施策（人材の質、柔軟性）が他地域よりも遅れていると感じる。
- 専門知識のある人材の育成に力を入れてほしい。
- 高齢者の健康維持のため、ボランティア活動を積極展開すると良いと思う。

主な取組内容

地域住民が担い手（人材）の活動に関心を持ち、選択できるような環境整備や、地域の様々な主体と行政が連携した担い手（人材）の確保・育成を推進します。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で行われている様々な地域活動に積極的に参加・協力します。 ● 自身が持つ知識や経験を地域の活動に活かします。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の担い手となる人材を発掘し、地域のリーダーや後継者の育成に努めます。 ● 地域住民同士の交流を促進し、地域全体で担い手確保（民生委員・児童委員、保護司など）を目指します。 ● 人材養成講座を実施します。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 担い手の活動を紹介し、認知度の向上に努めます。 ● 地域の様々な主体と連携した人材養成講座を実施します。 ● 地域の人材養成講座の実施に協力します。

基本目標	“つながり・支え合い”の強化
基本方針	1-2 新たな担い手（人材）の創出
基本施策	(2) 担い手（人材）の魅力発信

現状と課題

人口減少、少子高齢化が進む中で、特に労働や生産活動の中心となる若年層の減少や福祉・介護職におけるその離職率の高さなどが問題となっています。これらの課題を解決するためには、就業意欲を高め、働きやすい環境を整備することが重要です。

また、民生委員などの地域のボランティア人材についても、その活動の魅力を地域住民に発信することで、地域の福祉活動に関心のある人や仕事の第一線を退いた方が、引き続き地域で活躍する人材として、役割・関係性を持って地域とつながることができるよう、地域の担い手の掘り起こしをしていくことが大切です。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

※問：地域のために役立っていることがあればご記入ください。（自由記載）

- 頻繁に通う道路沿いのゴミ拾いを実施し、環境美化に努めた。
- 下校時の小学生児童を対象とした見守り活動を行って 10 年になる。
- 一人暮らしの高齢者の安否確認をしながら訪問活動をしたり、サロンを開催したりとボランティアとして活動している。

主な取組内容

多くの人が福祉に関する仕事やボランティア等に興味を持ち、理解を深め、その魅力を感じられるように、日頃から情報発信に努めるとともに、担い手（人材）の職場環境の改善や負担感の軽減にも連携して取り組みながら魅力向上を図ります。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で行われている様々な活動に積極的に参加・協力します。 ● 自身のスキルや知識を向上させるための学習などに取り組みます。 ● 自身が持つ知識や経験を地域の活動に活かします。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ● ワークライフバランスを考慮し、働きやすい職場環境を作ります。 ● I C T を活用し、職員の負担軽減やサービスの効率化を図ります。 ● 地域の担い手掘り起こしのために、日頃から担い手の活動内容や魅力について、地域住民への声かけ・情報提供に努めます。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 担い手の活動を紹介するとともに、その魅力発信に努めます。 ● 担い手の活動における負担感の軽減を、官民連携により図ります。

基本目標	“つながり・支え合い”の強化
基本方針	1-2 新たな担い手（人材）の創出
基本施策	(3) 担い手（人材）間の連携と活動機会の提供

現状と課題

地域では、住民や福祉活動を行う団体・事業所など、様々な主体により福祉活動が展開されています。職業として福祉活動を行う専門人材やボランティア人材が地域で活動するにあたっては、地域住民の理解はもとより、関係機関・団体との連携が重要です。

また、これら担い手同士でも、お互いの活動状況を把握し、地域内で連携して活動していくことが大切であり、地域内での交流・情報交換の機会を創出するなど、担い手が活動しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

加えて、ボランティアを希望する方が、個人の能力や興味・関心に応じて、様々な形で地域活動に参加できる機会を提供する必要があります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 色々な事に対して連携が遅かったり、とれていない様に感じる事がある。
- 参加したいが参加する勇気がない。
- 協力する気持ちはあるが、行動に出せていない。

主な取組内容

地域住民が地域の課題を共有し、主体的に解決できるようにするための「地域連携プラットフォーム※」の構築を促し、担い手（人材）間の連携を図ります。

また、誰もが気軽に参加できるボランティア活動の機会を提供し、地域活動の活性化に取り組みます。

※「地域連携プラットフォーム」

地域課題解決や地域の発展のために、多様な主体が連携して活動する場

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動に積極的に参加・協力します。 ● 地域課題の把握、解決に努めます。 ● 地域課題解決のため他分野の担い手とも積極的に連携を図ります。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 担い手（人材）同士の交流や情報交換の場を設けることで、地域コミュニティの活性化に取り組みます。 ● 地域住民だけでは解決できない課題を、地域の担い手（人材）とも協力して解決策を模索します。 ● 地域でのボランティア活動を積極的に推進します。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題や福祉活動についての情報を提供します。 ● 地域連携プラットフォームの構築を促し、地域内での連携体制の強化を図ります。 ● 地域の団体や企業などとも連携し、見守り体制の構築に努めます。

基本目標	“つながり・支え合い”の強化
基本方針	1-3 地域コミュニティの活性化
基本施策	(1) 地域における居場所の確保

現状と課題

地域における「居場所の確保」は、地域住民の安心感や地域の活性化にも直結する重要な課題です。特に少子高齢化や人口減少、世帯の小規模化が進む中で、地域社会とのつながりが希薄化しており、市民アンケート調査結果でも、近所付き合いの程度について「立ち話やあいさつを交わす程度」と答えた方が半数を超えた一方で、「顔を知っているが、声をかけることはほとんどない」「近所付き合いはしていない」方が単身世帯に多く見られ、つながり・支え合い機能を維持・強化する取り組みが求められます。

そのため、生活課題を抱えた者だけではなく、誰もがいつでも立ち寄ることができる社会的な居場所づくりや、地域住民や地域福祉の担い手とも気軽に相談できる地域における拠点の確保が必要です。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 地域のコミュニティに入りにくい。
- 障害がありコミュニケーションをとるのが苦手。
- 若い人がコミュニティに入っていくには入りづらい雰囲気もある。
- 地域全体でふれあいサロンなどの活動をさらに推し進めてほしい。

主な取組内容

地域住民が気軽に集まり、交流できる場を創り、地域社会への参加意識を高める取り組みを進めます。

また、高齢者・こども・障がい者など、誰もが安心して過ごせる居場所を増やすことで、地域全体の活性化を図ります。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のコミュニティに積極的に参加します。 ● 近所の人との直接的なコミュニケーションに努めます。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が交流する「サロン（ふれあいの場）」の整備に努めます。 ● 困った時に相談できる場を設けるなど、地域で困っている人をサポートする体制の強化に努めます。 ● 地域住民がお互いに認め合い、誰もが参加しやすい地域コミュニティづくりに努めます。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が主体となって運営し、「サロン（ふれあいの場）」や共助の活動を継続的に行う団体を支援します。 ● 様々な地域活動（イベント等）を支援し、住民の自治意識の醸成や地域活動の活性化、地域の魅力創出、などを図ります。

※「社会参加活動」：地域社会に貢献するための活動

基本目標	“つながり・支え合い”の強化
基本方針	1-3 地域コミュニティの活性化
基本施策	(2) 地域における社会参加活動(※)の促進

現状と課題

社会参加活動は、地域での活動を通して、豊かな地域社会を築き、自らの生活の質を高める上で重要な役割を果たします。

しかしながら、市民アンケート調査結果では、地域の催しや行事、活動などに「(全く・あまり) 参加していない」と答えた方が約6割となっています。また、障がいや病気、高齢などの理由により社会的な活動に制限がある人々が、地域社会において安全・安心に参加することがまだまだ難しい一面もあります。

そのため、社会参加活動の機会を増やす取り組みに加え、誰もが参加しやすい環境を整えることも必要となります。

市民の声（市民アンケート調査から一部）

- 地域のイベントや行事に参加してつながりを保っていきたい。
- 子どもとお年寄がふれあえるイベントがあると良いと思う。
- 機会をつくっても、強制するようで逆効果になることもあるので、自然と参加できるイベントがあればと思う。

主な取組内容

誰もが個人の能力や興味・関心に応じて、様々な形で社会的な活動に参加できるよう、積極的な情報提供を進め、個々のスキルや知識を生かせる機会の創出やマッチング支援、地域住民の交流を生む通いの場の充実などに取り組みます。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none">● 地域の社会参加活動に積極的に参加します。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none">● 地域活動の担い手となる人材を発見し、その得意分野を活かせる機会の創出に努めます。● 地域活動に関する情報を発信し、住民が心のバリアを感じることなく気軽に参加できるような環境を整えます。● 地域住民同士の交流の場を設け、関係性を築く機会を増やします。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none">● ボランティア活動をはじめ様々な社会参加活動の情報を発信し、地域住民の積極的な参加を促します。● ボランティア人材について、「募集したい人」と「応募したい人」とのマッチング支援に努めます。

基本目標	“つながり・支え合い”の強化
基本方針	1-3 地域コミュニティの活性化
基本施策	(3) 官民連携の推進と先導的技術の活用促進

現状と課題

今後も人口減少や少子高齢化が進み、単身世帯の増加に伴って地域の福祉ニーズも多様化・複雑化することが見込まれることから、行政と民間事業者が連携して対応することにより、効果的な解決策を見出しが求められます。また、事業者のノウハウや技術を取り入れることにより、福祉分野の人材不足の解消にも寄与することができます。

統計資料からも福祉人材の不足が課題となっており、本市でも人口減少の局面が当面続くと推計されていることから、地域特性に合わせた官民連携の仕組みの構築やAIなど先導的技術の活用を進め、人的資源に頼りすぎることなく、福祉サービスの質の向上と地域活性化を図ることが課題となります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 必要と感じている人に対しての福祉サービスをもっと充実させてほしい。
- 独り暮らしの高齢者が益々増えていくことが予想される。そのような社会であっても安心・安全に暮らしていくよう、行政サービスの充実に加えて、地域の見守り活動や共助の仕組みの充実が図られるよう取り組むことが重要だと思います。

主な取組内容

福祉サービスの質の向上と地域の活性化を図るため、様々な課題に対して、民間事業者が持つノウハウや技術の活用を図るための「包括連携協定」や「官民連携プラットフォーム※1」、「公民コネクト※2」等の活用により効果的な福祉サービスの提供に取り組みます。

※1 「官民連携プラットフォーム」

行政と民間事業者が特定の課題を解決するために連携して取り組むためのプロジェクト

※2 「公民コネクト」

民間事業者等からの提案や相談などを受け、連携して行政の課題を解決する仕組み

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種福祉サービスの把握に努め、自身の生活課題に対して効果的な活用を図ります。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の生活課題解決のために、行政機関と十分な連携を図ります。 ● 地域が抱える多様な福祉ニーズ（生活課題）に対し、事業者が保有するノウハウや技術を生かした提案を心がけます。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の地域福祉を取り巻く課題について効果的な情報発信に努め、民間事業者等からの提案や対話につなげます。 ● 民間事業者等のノウハウを活用し、行政だけではできないきめ細かで質の高い福祉サービスの持続的な提供を目指します。 ● 福祉サービスの質の向上について、民間事業者等との連携により効果的・効率的に取り組み、費用対効果の最大化を目指します。

基本目標2

“やさしい情報伝達”とデジタル社会への対応力強化

イラスト

基本目標	“やさしい情報伝達”とデジタル社会への対応力強化
基本方針	2-1 情報提供体制の整備
基本施策	(1) 一人ひとりに寄り添ったやさしい情報伝達

現状と課題

情報通信技術の急速な進化に伴い、スマートフォン、タブレット端末などの携帯型の情報通信機器や、SNS、クラウドサービスなどの高度なインターネットサービスが幅広く普及したことにより、人々の生活や社会参加活動に大きな影響を与えています。

一方で、市民アンケート調査結果から、高齢者を中心に情報通信技術を十分に活用できない方や、自分の生活に必要ないと思っている方などが存在し、現在の高度な情報化がもたらすデジタル社会のメリットを享受できない「情報格差」が生じています。

デジタル社会のメリットが、担い手不足への対応も含め最大限に発揮できるように、高齢者にもやさしいデジタル化に取り組むとともに、災害時の避難情報や福祉サービスの利用案内など、市民の生命財産や日常生活の維持に不可欠な情報の提供にあたっては、情報格差による不利益が生じないように配慮しながら、一人ひとりに寄り添ったやさしい情報伝達に取り組む必要があります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- どうか、助けが必要な人に行き届く福祉でありますように。
- 情報弱者にならないよう対策をお願いいたします。
- 情報弱者が増える高齢化時代にこそ、よりシンプルで理解されやすいアプローチが必要だと思う。

主な取組内容

高齢者が安心してデジタル機器やサービスを利用できる環境づくりに社会全体で取り組んでいくとともに、情報伝達にあたっては、適宜、プッシュ型やアウトリーチ型、オーダーメイド型の導入など、市民の属性や特性に応じた情報伝達に取り組みます。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自身の良好な生活環境の確保のために、情報収集の習慣化に努めます。 ● 情報収集に関する知識や技術の習得に積極的に取り組みます。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の様々なグループ・団体内で、積極的に情報共有を図ります。 ● 身近にデジタル機器・サービスに不慣れな方がいたら、助言や相談に努めます。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民が求める情報を的確に把握し、適切な情報提供を進めます。 ● 地域の担い手（人材）等と十分な情報共有を図ります。 ● 高齢者などデジタル技術になじめない方が、身近なところで助け合い・学び合える体制づくりを進めます。

基本目標	“やさしい情報伝達”とデジタル社会への対応力強化
基本方針	2-1 情報提供体制の整備
基本施策	(2) 相談体制の充実と連携

現状と課題

ひきこもりや精神疾患、生活困窮などの課題を抱える方の中には、自らは支援の声をあげることができず早期の支援に至らなかつたために、抱えている問題が複雑化・深刻化しているケースが見られます。

解決が困難な状態になる前に、早期に発見して確実に支援につなげていくことが大切であり、受動的な相談支援にとどまらず、支援機関自らが必要な場所に出向いて働きかける能動的なアプローチによる相談支援に関係機関・団体と連携して取り組んでいくことが必要です。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 「どの様なサービス」が「どこで受けられる」のか「どうしたら受けられる」のかがわからない現状があると思います。困りごとの相談先がわからない、相談しても手続きの複雑さに困惑する。充実した福祉サービスは大切ですが、まずは地域に密着した福祉サービスが必要だと思います。
- 福祉相談が気軽にできるようにしてほしい。

主な取組内容

自ら支援を求めることが難しいケースもあることを念頭に置き、従来の受動的な相談支援にとどまることなく、対象者のいる場所に出向いて必要な情報や支援を届ける「アウトリーチ型」の相談支援や「伴走型」の相談支援にも積極的に取り組みます。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> 困りごとがある場合には、進んで地域の担い手（人材）や相談窓口などに相談します。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> 地域で困っている人を見かけたら積極的に声をかけます。 地域で助けを求めている人や課題を抱えた人がいた場合、地域の担い手（人材）や相談窓口につなぎます。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の生活課題を把握し早期の支援につなげるために、地域の担い手（人材）等と十分な連携を図ります。 困難な生活課題を有し自ら支援を求めることが難しい方には、対象者のもとに出向いて必要な情報を継続的に届けるなど、積極的な相談支援を実施します。 生活相談、医療相談、福祉相談など、様々な相談に対応できる窓口の整備を図ります。

基本目標	“やさしい情報伝達”とデジタル社会への対応力強化
基本方針	2-2 誰もがつながるデジタル化の推進
基本施策	(1) デジタルコンテンツ活用の促進

現状と課題

市公式ホームページやSNS、アプリなどのデジタルコンテンツによる情報伝達手法は、物理的な制約が少なく、いつでもどこでも利用できる点や大量の情報を引き出しやすいという利点があります。しかしながら、市民アンケート調査結果では、市政情報の収集にデジタルサービスを「(ほとんど・全く)利用していない」と答えた方が5割を超えるなど、デジタルコンテンツ活用に対する需要が低い傾向にあります。

デジタルコンテンツを利用してもらうためには、利用者にとってより使いやすく、見やすい情報伝達を心がけ、利便性を向上させることが重要となります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 今回のアンケートで、市がデジタルにより情報発信しているアプリがあることを知った。これまでどのような分野でどのようなアプリがあるのかを知らなかった。
- (市のホームページは) 分かりづらい、見づらい。

主な取組内容

年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、誰でも利用できる状況（アクセシビリティ）や使いやすい環境（ユーザビリティ）を整備するなど、様々な属性の利用を前提としたデジタルコンテンツを整え、利便性を高めることで、活用促進に取り組みます。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> 様々なデジタルコンテンツを積極的に活用します。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な地域の方に、市がデジタル情報で発信している市政情報の紹介に努めます。 デジタルコンテンツを活用する際は、アクセシビリティやユーザビリティに配慮し、市民の利便性を意識した情報伝達を行います。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> 市の公式ホームページ、SNS、アプリなどのデジタルコンテンツを活用した情報伝達手法について利用普及を図ります。 「U I (ユーザーアンターフェース)／UX (ユーザーエクスペリエンス)※」の改善を進め、利用者にとって使いやすいデジタルコンテンツの整備に努めます。 ※「U I」: WEBサイトの見やすさ、使いやすさ 「UX」: ユーザーがコンテンツ等に触れて得られる体験 民間事業者等が提供するデジタルコンテンツとも積極的に連携し、情報の高付加価値化を図ります。

※「情報リテラシー」：情報活用能力

基本目標	“やさしい情報伝達”とデジタル社会への対応力強化
基本方針	2-2 誰もがつながるデジタル化の推進
基本施策	(2) 情報リテラシーの向上(※)

現状と課題

市民アンケート調査結果では、市政情報の収集にデジタルサービスを利用していない理由として「どのように使えばよいかわからない」と答えた方が3割を超えています。

また、「以前使おうとした、もしくは使ってみたことがあるが、うまく使えなかった」「個人情報の漏洩や詐欺被害など、トラブルに遭うのではないかと不安」と答えた方も一定数存在します。

これらの結果から、情報活用能力に長けていない方に対し、情報通信機器の操作スキルを単純に向上させるだけではなく、情報を正しく理解・活用し、デジタル利用の際の様々なリスクを回避できる知識なども身に着けることで、生活の質の向上や健康増進、社会参加活動の促進などにつなげていくことが求められます。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- インターネットが苦手。
- 市政情報が何かわからない。
- デジタル情報について、そもそもどんなものがあるか知らない。

主な取組内容

身近な場所で、または身近な人から、スマートフォン等の情報通信機器の利用方法を学ぶことのできるサポート体制の整備や情報通信機器の活用促進に取り組みます。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none">● デジタルサービスの有効性やリスクについて情報収集に努めます。● デジタルサービスを積極的に活用します。● 情報リテラシーの向上に努めます。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none">● 地域の催しや行事、活動において、デジタル技術の活用を図ります。● 情報通信機器の操作に不慣れな地域の方への支援に努めます。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none">● デジタル手続きの難易度に応じて、デジタル活用が不慣れな方向けの相談窓口や操作支援窓口を開設します。● デジタル活用に関する各種講座を開催します。● 民間事業者等と連携して市民の情報リテラシーの向上を図ります。

基本目標3

“みんなが主役・みんなで創る” 共生社会の推進

イラスト

※「要配慮者」：高齢者、障がい者などの災害時に特に配慮が必要な人

基本目標	“みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進
基本方針	3-1 安全で安心な福祉のまちづくり
基本施策	(1) 災害・緊急時の要配慮者(※)支援

現状と課題

要配慮者は、災害・緊急時に自ら安否を伝えたり、SOSを発信することが難しい場合があります。また、他者の支援なくして避難が困難な高齢者や障がい者などは、災害発生時の情報伝達や避難・避難誘導、避難所での生活などに特別な配慮が必要です。

そのため、要配慮者のうち特に支援を要する避難行動要支援者については、あらかじめその情報を把握し、地域の支援等関係者との間で共有するとともに、地域での見守り・支え合いネットワークを形成することで、必要な支援が円滑に行われる必要があります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

※問：災害がおきた時に、地域の方にどのような支援（手助け）ができますか。

- 第1位 「大丈夫ですか」などの声掛け 34.5%
- 第2位 災害状況や避難情報などの伝達 16.1%
- 第3位 避難の手助け 15.1%

主な取組内容

災害・緊急時に他者の支援なくして避難が困難な方が、安全で安心して生活していくために、地域での見守り体制に加え、災害情報等の伝達や避難・避難誘導、避難所の環境整備などについて、平時から地域ぐるみの支援体制づくりに取り組みます。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none">● 自身や家族を守るために、普段から食料・飲料水の備蓄、避難経路の確認、緊急連絡先の確保など、災害・緊急時に備えます。● 自身の避難行動力に応じて「避難行動要支援者」に登録します。● 市の災害情報メールやSNSなどの効果的な活用を図ります。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none">● 地域で自力避難が困難な高齢者や障がい者などの把握に努めます。● 地域での近所付き合いを大切にし、要配慮者に気を配ります。● 地域住民同士で協力し合い、身近な人への情報伝達や安否確認、避難誘導などの支援に努めます。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none">● 災害・緊急時の円滑な避難誘導のため、事前に登録し支援等関係者でその情報を共有する「避難行動要支援者登録制度」を推進します。● 要配慮者が安心して避難生活が送れるように、生活支援が可能な介護保険施設や障がい者支援施設などを「福祉避難所」に指定します。● 防災情報の取得が困難な方に配慮した「伝わる」情報の発信を意識し、誰もが安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本目標	“みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進
基本方針	3-1 安全で安心な福祉のまちづくり
基本施策	(2) 地域福祉を支える基盤の強化

現状と課題

地域福祉を支える基盤の強化を図るためにには、地域福祉を推進する中核的な団体である社会福祉協議会をはじめ、福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人や関係機関・団体など、多様な主体との連携・協働が不可欠となります。安定的に福祉サービスを提供し、より質の高い福祉サービスの提供を可能とするためにも、これら団体の人材育成や組織体制の強化などへの取り組みも求められます。

また、地域住民の福祉の増進や健康保持などを目的とする医療費助成制度や介護保険制度などは、家族の負担軽減を図り、地域での暮らしに安心感を与えるものであり、社会全体で見守り支え合う仕組みの一つでもあるため、今後も持続可能で、安定的かつ効率的にサービスを提供する必要があります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 充実した福祉サービスは大切ですが、まずは地域に密着した福祉サービスが必要だと思います。
- 介護認定の時間がかかりすぎだと感じます。

主な取組内容

社会福祉協議会などが行う公益的な福祉活動の基盤を強化するために、必要な支援を行います。また、福祉サービスの手続きにおいて、ＩＣＴ活用などにより簡素化を推進し、利便性を高めるとともに、各種医療費助成や介護保険などの地域住民の福祉の増進に資する制度については、安定的かつ効率的な運用に取り組みます。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> 自己の生活に役立てるため、福祉サービスについて日頃から情報収集に努めます。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が相互に支え合い・助け合う仕組みの構築に努めます。 ボランティアや専門的な知識・スキルを持つ人材を育成し、地域や組織内の定着を図ります。 地域住民や福祉関係団体と連携・協働し、効果的な福祉サービスの提供に取り組みます。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会などが行う公益的な福祉活動の基盤強化のために運営費の一部を補助します。 ＩＣＴ活用により業務の効率化を進め、福祉サービス利用者の利便性向上や負担軽減に取り組みます。 医療費助成や介護保険などの福祉制度の安定・効率化を図ります。

基本目標	“みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進
基本方針	3-2 隙間・切れ目のない支援
基本施策	(1) 世代・属性にとらわれない総合的支援の推進

現状と課題

現在の地域社会では、つながりの希薄化や価値観の多様化などを背景に、単一の福祉サービスでは対応しきれず、様々な分野の課題が絡み合って複雑化している事例が見られます。年齢や性別、障がいの有無、経済状況などに関係なく、個人や家族が抱える多様な課題に対応できる総合的な福祉サービスの提供が求められます。

この総合的な支援を推進するためにも、特定の世代や属性(障がい者や低所得者など)に捉われすぎずに、多角的で柔軟な視点から、課題の解決に向けてそれが可能な支援を連携・協働して提供していくことが重要です。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 夫が若年性認知症になり進行しています。今後、包括支援センターの方にお世話になるかと思います。そこで初めて色々な事を考えたり感じたりするのだろうと思っています。話しを聞いてもらうだけでもきっと心強いと感じます。
- 福祉に関するワンストップ窓口が必要。

主な取組内容

地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、必要な福祉サービスにつなぐことができる体制を構築します。また、様々な分野の専門的な知識を持つ人材や福祉従事者、関係機関・団体、行政などが、日頃から顔の見える関係を構築し、情報交換を密にしながら、隙間・切れ目のない総合的な支援に連携・協働して取り組みます。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> 個人や家族が生活課題に対して積極的に改善に取り組み、生活の質の向上を目指します。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> 地域において、医療や介護、住まい、生活支援などのサービスを、多様な主体が連携して一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に進んで参画します。 様々な分野の専門人材や関係機関などと日頃から情報交換を行い、連携してサービスを提供します。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な相談が受けられる体制を構築します。 複数のサービスを適切に組み合わせて提供できるように、様々な分野の専門人材や関係機関などと連携し、サービスの総合化を進めます。

基本目標	“みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進
基本方針	3-2 隙間・切れ目のない支援
基本施策	(2) 孤独・孤立対策の推進

現状と課題

近年、ＩＣＴの急速な進展等により、地域住民の生活環境やライフスタイルは大きく変化してきています。加えて、人口減少・少子高齢化、核家族化や未婚・晩婚化などが、単身世帯や単身高齢者の増加を後押しし、これまで地域社会を支えてきた地縁・血縁的な「つながり」は希薄化の一途をたどっています。

市民アンケート調査結果でも、約3割の方が「孤独」だと感じており、その内「孤独」の状態が5年以上続いている方が4割を超えていました。

孤独・孤立は、本人の嗜好や選択の結果だけを要因とするものではなく、経済的な問題や地域のつながりの希薄さなど、社会的な要因でも陥るものであり、誰にでも起こります。心身の健康や社会的なつながり、社会参加活動の低調にも影響を与えかねない深刻な課題であり、地域全体でこの課題に対応する仕組みづくりが必要です。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 知人もおらず、とても孤独でおかしくなりそうでした。家から出てこられない人にもっとフォーカスする必要があるのではないかと思います。
- 地域で誘い合い、高齢者の孤立・孤独の解消に少しでも役立てたいと思っています。

主な取組内容

誰もが地域で孤立することなく、地域の中でゆるやかなつながりを保ち続けながら、見守り・支え合える仕組みづくりを進めます。また、孤独・孤立状態にある方には、本人や家族の立場・状況に応じて、継続的できめ細かな支援（伴走型支援）を行います。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の行事や活動などに積極的に参加し、地域とのつながりを深めます。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が互いに関心を持ち、声をかけ合います。 ● こども食堂やサロンなど、多様な居場所づくりに努めます。 ● 孤独・孤立の状態にある人やその家族等の立場に立って、自分ができる支援をします。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「官民連携プラットフォーム」を設置し、地域や様々な分野の専門人材、関係機関などと、情報共有や連携できる仕組みを構築します。 ● 切れ目のない相談支援の体制を整備します。 ● 様々な分野の専門人材や関係機関などと連携し、本人や家族等に対して伴走型支援が可能な体制を整備します。

基本目標	“みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進
基本方針	3-2 隙間・切れ目のない支援
基本施策	(3) 生活状況に応じた困窮者支援の推進

現状と課題

近年、生活困窮者は増加傾向にありますが、経済的な困窮のみならず、就労の課題、心身の不調、住まいの確保、家族問題、家計の問題、多重債務、社会的な孤立など、多様で複合的な課題を有していることが多く、これら生活全般の様々な課題に対応できる支援体制の構築が必要になっています。

また、生活困窮者の支援にあたっては、福祉、就労、教育、住宅などの関係機関等との緊密な連携のもと、本人の状況に応じた、包括的で継続的な支援を提供することなどにより、セーフティネットの充実・強化を図る必要があります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 「福祉」と言うと経済的、身体的に弱い立場にある人を支援していくイメージが強いですが、多様な時代の中で一人でも多くの方が元気に日々を過ごせる社会づくりが大切だと思います。

主な取組内容

生活困窮者の相談支援について、相談窓口への相談支援員の配置や関係機関との連携強化を図ることで、生活や就労等の幅広い相談支援を行います。また、庁内関係部署や関係機関との連携による支援会議の開催などを通じて、地域のネットワークを構築し、自立相談や住居確保、就労、子どもの学習支援など、包括的な支援体制を整備とともに、生活保護制度との連携も図りながら、切れ目のない一貫的な支援を確保します。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> 自分自身や家族が生活課題の解決に自ら取り組みます。 福祉サービスや生活に必要な情報の収集に努めます。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> 地域において、生活困窮者の早期把握や見守りのためのネットワークづくりに努めます。 地域のボランティア団体等による生活困窮者の支援に努めます。 地元企業や労働者団体が協力し、生活困窮者に職業訓練の機会や就職活動のサポートの提供に努めます。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> 庁内関係部署や関係機関との支援会議を開催し、生活困窮者に関する情報共有を行います。 包括的な相談支援とともに、住居確保や就労、子どもの学習支援など、自立支援を行います。 生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の連携などにより、生活困窮者に対するセーフティネットの充実・強化を図ります。

基本目標	“みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進
基本方針	3-2 隙間・切れ目のない支援
基本施策	(4) 自殺、権利擁護、虐待等に関する取り組みの強化

現状と課題

『自殺』の背景には、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的な要因があります。その多くが防ぐことのできる社会的な問題であることから、様々な分野と連携し、その問題解決に地域全体で取り組むことが大切です。本市では、平成29年から令和3年までの5年間に229人（男性153人、女性76人）が亡くなっています。自殺のハイリスク層である「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営者」の自殺者数が大半を占めています。

『権利擁護』は、高齢者や障がい者、子どもなど、社会的に支援を必要とする人々の権利・尊厳を守り、『虐待』や『権利侵害』を防止するとともに、自分らしく健やかに生活できるよう支援する仕組みです。少子・高齢化が進み、家族をめぐる社会状況や個人の価値観が変化する中で、すべての人の権利が守られるように権利擁護支援や成年後見制度の活用を推進する必要があります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 身寄りのない高齢者、独居の高齢者など民間身元保証人、成年後見人などの充実
- 夫が若年性認知症になり進行しています。今後、包括の方にお世話になるかと思います。そこで初めて色々な事を考えたり感じたりするのだろうと思っています。話を聞いてもらうだけでもきっと心強いと感じると思います。
- 私たちの子は「医療的ケア児」です。社会全体で医療的ケアを必要としている人達に目を向けて欲しいと思っています。

主な取組内容

「福島市自殺対策計画」「福島市高齢者いきいきプラン」「福島市障がい者計画」「福島市こども計画」のうち、『自殺』『権利擁護』『虐待等』に関する記載を本計画の一部とみなし、一体的な展開を図ります。

とりわけ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会づくりに向けて、複合的な課題に対応するためのネットワークづくりや、これらの対策を支える人材の育成などに、他施策とも連携・協調して取り組みます。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分一人で抱え込まず、周囲や各種相談窓口へ自らが相談します。(自殺・虐待等) ● 人権や権利に対する理解を深め、人権尊重の心を育みます。(自殺・権利擁護・虐待等)
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の見守り活動に協力し、自殺防止や、虐待・権利侵害の発生防止及び早期発見に努めます。また、発見した場合には、速やかに関係機関に通報します。(自殺・虐待等) ● 高齢者や障がいがある本人、家族、支援関係者から成年後見制度の利用や権利擁護を目的とした生活の困りごとに関する相談を受け付け、解決に向けて自分ができる支援を行います。(権利擁護) ● 地域において、生きる支援や権利擁護支援の担い手の育成に協力します。(自殺・権利擁護)
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自殺に関する正しい知識の周知や、認知症、権利擁護、虐待等に関する普及啓発を図ります。(自殺・権利擁護・虐待等) ● 「心のバリアフリー」による合理的配慮の提供等について、周知啓発活動に取り組みます。(権利擁護) ● 関係機関や団体等との緊密な連携や、地域におけるネットワークを強化します。(自殺・権利擁護) ● 生活課題や権利擁護などに関する相談を受け付ける相談窓口を開設し、相談支援体制を整備します。(自殺・権利擁護・虐待等) ● 生きる支援の担い手である「ゲートキーパー※」や権利擁護支援の担い手等の人材育成に努めます。(自殺・権利擁護) <p>※「ゲートキーパー」</p> <p>悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 複雑な生活課題に対応するため、分野を横断した包括的な支援の提供や、成年後見制度の利用促進を図ります。(自殺・権利擁護)

基本目標	“みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進
基本方針	3-3 包括的な支援体制の強化
基本施策	(1) 地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築

現状と課題

高齢者、障がい者、子ども等の各分野においては、個人や世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケースや、「制度の狭間」にありサービスにつながらないケースなどが見られ、分野ごとに専門分化された相談体制だけでは対応が十分でない場合があります。

そのため、福祉サービスを必要とする地域住民とその世帯が抱える、福祉や介護、保健医療、住まい、就労、教育などに関する固有の生活課題に加え、地域社会からの孤立やあらゆる分野の活動に参加する機会の確保など地域全体の課題も含め、様々な地域生活課題を的確に把握し、関係機関と連携の上、解決につなげる必要があります。

また、福祉サービスを提供する際には、必要な時に、途切れることなく、速やかに包括的な支援が提供できる体制の構築が重要となります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 今後、独り暮らしの高齢者が益々増えていくことが予想されます。そのような社会でも安心・安全に暮らしていくよう、行政サービスの充実に加えて、地域の見守り活動や、共助の仕組みの充実が図られるよう取り組むことが重要だと思います。

主な取組内容

「制度の狭間」にあり、必要な支援が届いていなかった方や、複雑・複合的な課題（ひきこもり、ヤングケアラー、ごみ屋敷など）を抱えている方に対して、関係機関が連携し、世代や属性に捉われない包括的な支援を可能とする体制づくりに取り組みます。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中では、誰かを支え、誰かに支えられるという役割があることを理解し、お互いに尊厳や人格を認め合います。 生活課題の解決に向け必要な情報を収集し、積極的に相談します。 ボランティア活動や地域活動に積極的に参加し、交流を深めます。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none"> いつでも気軽に立ち寄ることができる居場所づくりに努めます。 地域でのボランティア活動や地域活動の活性化を図ります。 地域住民が、主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めます。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等との連携により、必要な支援を包括的に提供します。 居場所づくりを支援するなど、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備します。 医療、介護、住まい、生活支援などを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」など分野横断的な体制の構築・推進に努めます。

基本目標	“みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進
基本方針	3-3 包括的な支援体制の強化
基本施策	(2) 重層的支援の推進 (福島市重層的支援体制整備事業実施計画)

現状と課題

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

主な取組内容

区分	取組内容
自助 (市民)	
共助 (地域)	
公助 (行政)	

※「社会的包摶」:全ての人が、個々の能力を発揮して活躍できる社会

基本目標	“みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進
基本方針	3-4 地域における社会的包摶(※)の推進
基本施策	(1) 誰もが安心して自由に生活できる環境の整備

現状と課題

誰もが互いに尊重し、自立した日常生活や社会生活を送ることができる生活環境を実現するためには、物理的な障壁をなくすハード面の対応だけではなく、意識や行動の障壁をなくすソフト面での対応も必要です。また、安心して生活するためには、地域の中で他者にも関心を持って互いに理解し合い、支え合う関係性が重要です。

市民アンケート調査結果では、「地域の人に支えられた(助けられた)」と感じた方は、4割程度にとどまっています。

地域住民の多様な社会参加を促し、合理的配慮※のもと、年齢や属性、状態像にかかわらず、その人らしく誰もが安心して自由に生活できる地域づくりが求められています。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 多様性を感じられる地域になってほしい。
- 障がい者にもやさしい街であってほしいと思います。

主な取組内容

多様な人々が地域で安心して自由に生活できるように、合理的配慮※の提供を呼びかけるとともに、ソフト面のバリアフリー（偏見や差別などを取り除く「心のバリアフリー」を含む。）を社会全体で推進し、社会的な障壁を取り除く考え方や行動を広めます。
※「合理的配慮」

障がいのある方もない方も日常生活や社会活動に参加できるように、過重な負担にならない範囲で行われる配慮や環境調整

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none">● 身近な人との会話を大切にします。● 自分にできることはないか意識して周りに目を向けます。● 困っている方を見かけたら積極的に声掛けをします。● 一方的に決めつけず、相手の考え方や思いに耳を傾けます。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none">● 社会にある4つのバリア（物・決まり・文化情報・心）の理解に努めます。● 福島市が取り組む心のバリアフリー推進事業に賛同し、「バリアフリー推進パートナー」として連携・協力に努めます。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none">● 「心のバリアフリー」の普及啓発に取り組みます。● 「ヘルプマーク」や「介護マーク」などのバリアフリーに関するサインやシンボルマークの普及啓発に取り組みます。● 官民一体で心のバリアフリーを推進できる環境づくりに取り組みます。

※「社会的包摶」：全ての人が、個々の能力を発揮して活躍できる社会

基本目標	“みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進
基本方針	3-4 地域における社会的包摶（※）の推進
基本施策	（2） 身近な「福祉圏域」での連携した取り組みの推進

現状と課題

地域住民が安心して生活するために、住んでいる地域の中で必要とする福祉サービスが必要な時に十分に提供されることが望ましいですが、福祉サービスの分野・種類によっては、自己の日常的な生活エリアを超え、同一市内の他地区や近隣市町村で提供されるものなど、提供エリア（福祉圏域）は狭域から広域なものまで様々です。地域の社会資源（施設、サービス、情報、人など）を地域住民のみならず、福祉圏域全体で共有し、有効に活用するとともに、連携・協働して社会資源の創造・開発に努めていくことが、共生社会を推進する上でも大切な取り組みになります。

なお、地域の社会資源のうち、広域的な対応が求められる介護資源の状況については、従事する職員に人員不足が見られ、令和22年度には県全体で7,504人まで不足が拡大すると推計されています。また、福祉サービスと密接な関係にある医療資源については、県北医療圏では人口10万人あたりの医師数が全国平均を下回る結果（※福島県立医科大学の医師数を除いた場合）となっており、県内の看護職員も今後も不足すると推計されているため、特に社会資源が不足する分野においては、多様な主体と広域的に連携し、地域の社会資源を有効に活用していくことが求められます。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 多様な時代の中で一人でも多くの方が元気に日々を過ごせる社会づくりが大切だと思います。今後の市の取り組みには新しい概念での福祉の取組みにも期待します。

主な取組内容

介護や医療など地域の社会資源が不足する分野については、市民の生活圏域も念頭に置きながら、多様な主体による広域的な連携を図ります。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none">適塩や検診、介護・フレイル予防などの健康づくりに取り組みます。地域医療の確保のため、救急医療機関の適正受診を心がけます。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none">地域の社会資源についての情報共有を図り、多様な主体と積極的に連携します。福祉サービスや保健医療サービスなどが連携する「地域包括ケアシステム」に参加し、発展・拡充させていくことに協力します。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none">平日夜間、土日祝日等の救急医療体制の充実を図ります。ふくしま田園中枢都市圏（県北9市町村で構成）などで広域的な連携や課題の解決を図ります。

※「社会的包摶」：全ての人が、個々の能力を発揮して活躍できる社会

基本目標	“みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進
基本方針	3-4 地域における社会的包摶（※）の推進
基本施策	（3）寄附・共同募金等の取り組みの推進

現状と課題

個人やその家族が抱える生活課題や地域の課題（災害、高齢化、子どもの居場所等）は多種・多様で、公的な支援制度や行政の対応だけでは対応しきれないのが現状です。

寄附や共同募金、ボランティア活動等は、「困ったときはお互いさま」の共助の精神のもと、迅速かつ柔軟な支援を可能にするもので、被災者や子ども、生活困窮者などの社会的弱者にも直接的に支援ができる大切な地域活動であり、公的な支援体制と相まって地域の課題解決や地域の活性化にも貢献できる取り組みの一つです。

市民アンケート調査結果では、地域ボランティア活動への参加に、約8割の方が、「（全く・あまり）参加していない」と答えています。地域住民の「助け合い」「思いやり」の気持ちの高まりが、地域福祉への関心の向上につながり、地域住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことにも役立つため、地域生活課題の情報提供とともに、地域づくりにおける官民協働の促進や、地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進が必要です。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 施設やボランティア団体への些少の金額の寄附により多少なりとも役に立てもらいたい。
- 「福祉」と言うと経済的、身体的に弱い立場にある人を支援していくイメージが強いですが、多様な時代の中で一人でも多くの方が元気に日々を過ごせる社会づくりが大切だと思います。

主な取組内容

様々な地域の課題も地域住民の手によって主体的に解決できるように、地域住民の地域福祉に対する関心を高め、寄附や共同募金、ボランティア活動等への取り組みを積極的に促しながら、地域でつながり、支え合える関係づくりを推進します。

区分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none">自分ができる範囲で寄附や共同募金、ボランティア活動等に取り組みます。
共助 (地域)	<ul style="list-style-type: none">地域づくりに貢献できる寄附や募金等の運動に協力します。寄附や募金等を通じて、地域福祉への関心喚起に協力します。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none">寄附や募金等の活動促進のため、官民協働で取り組みます。福祉部門に関連した基金において、適正運用と積極的な寄附募集に努めます。

※「社会的包摶」：全ての人が、個々の能力を発揮して活躍できる社会

基本目標	“みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進
基本方針	3-4 地域における社会的包摶（※）の推進
基本施策	（4）再犯防止の推進（福島市再犯防止推進計画）

現状と課題

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

主な取組内容

区分	取組内容
自助 (市民)	
共助 (地域)	
公助 (行政)	

資料編

1 計画の策定経過

年月日	項目
令和6年5月31日	令和6年度 第1回 地域福祉専門分科会
令和6年7月29日	令和6年度 第2回 地域福祉専門分科会
令和6年11月8日	令和6年度 第3回 地域福祉専門分科会
令和6年10月31日～ 11月20日	市民アンケート調査の実施
令和7年1月31日	令和6年度 第4回 地域福祉専門分科会
令和7年2月28日	令和6年度 第5回 地域福祉専門分科会
令和7年7月2日	令和7年度 第1回 地域福祉専門分科会
令和7年〇月〇日	令和7年度 第2回 地域福祉専門分科会
令和7年〇月〇日	令和7年度 第3回 地域福祉専門分科会
令和7年〇月〇日～ 〇月〇日	パブリックコメントの実施
令和8年〇月〇日	令和7年度 第4回 地域福祉専門分科会
令和8年〇月〇日	令和7年度 第5回 地域福祉専門分科会

2 福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会委員名簿

No	氏名	役職	選出団体及び役職
1	遠藤 寿海	会長	福島学院大学 教授
2	安部 正夫	職務代理者	福島市民生児童委員会長連絡会 会長
3	佐藤 守※		福島市町内会連合会 会長
4	紺野 幸一※		福島市町内会連合会 幹事
5	菅野 美智子		福島市手をつなぐ親の会
6	鈴木 泰雄		福島市老人クラブ連合会 会長
7	高橋 久美子		福島市地域包括支援センター連絡協議会
8	武田 淑子		福島市ボランティア連絡協議会 副会長
9	立花 由里子		福島商工会議所
10	山田 和江		福島市学童クラブ連絡協議会 会長
11	佐藤 愛花		福島学院大学 学生

※No3「佐藤 守」氏は令和7年3月31日付け退任。退任後、No4「紺野幸一」氏が令和7年4月1日に就任。